

介護報酬の算定構造

介護サービス

: 令和6年6月改定箇所

I 指定居宅サービス介護給付費単位数の算定構造

- 1 訪問介護費
- 2 訪問入浴介護費
- 3 訪問看護費
- 4 訪問リハビリテーション費
- 5 居宅療養管理指導費
- 6 通所介護費
- 7 通所リハビリテーション費
- 8 短期入所生活介護費
- 9 短期入所療養介護費
 - イ 介護老人保健施設における短期入所療養介護費
 - ロ 療養病床を有する病院における短期入所療養介護費
 - ハ 診療所における介護予防短期入所療養介護費
- ニ (削除)
- ホ 介護医療院における短期入所療養介護費
- 10 特定施設入居者生活介護費
- 11 福祉用具貸与費

II 指定居宅介護支援介護給付費単位数の算定構造

居宅介護支援費

III 指定施設サービス等介護給付費単位数の算定構造

- 1 介護福祉施設サービス
- 2 介護保健施設サービス
- 3 (削除)
- 4 介護医療院サービス

I 指定居宅サービス介護給付費単位数の算定構造

1 訪問介護費

基本部分			注	注	注	注	注	注	注	注	注	注				
			高齢者虐待防止措置未実施減算	業務経統計面未策定減算	身体介護の(2)～(4)に引き続き生活援助を行った場合	2人の訪問介護員等による場合	夜間若しくは早朝の場合又は深夜の場合	特定事業所加算	共生型訪問介護を行う場合	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	特別地域訪問介護加算	中山間地域等における小規模事業所加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	緊急時訪問介護加算		
訪問介護費又は共生型訪問介護費	イ 身体介護	(1) 20分未満	-1/100	-1/100	所要時間が20分から起算して25分を増すごとに+60単位(195単位を限度)	×200/100	夜間又は早朝の場合+25/100 深夜の場合+50/100	特定事業所加算(Ⅰ) +20/100 特定事業所加算(Ⅱ) +10/100 特定事業所加算(Ⅲ) +10/100 特定事業所加算(Ⅳ) +3/100	特定事業所加算(Ⅰ) +20/100 特定事業所加算(Ⅱ) +10/100 特定事業所加算(Ⅲ) +3/100	指定居宅介護事業所で障害者等介護従事者基礎研修課程修了者等により行われる場合 ×70/100 指定居宅介護事業所で重度訪問介護従事者養成研修修了者により行われる場合 ×93/100 指定重度訪問介護事業所が行う場合 ×93/100	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90/100 事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合 ×85/100 正当な理由なく事業所と同一の建物に居住する利用者の割合が100分の90以上の場合(事業所と同一の建物の利用者50人以上にサービスを行う場合を除く) ×88/100	+15/100	+10/100	+5/100	1回につき+100単位	
		(2) 20分以上30分未満														(163単位)
		(3) 30分以上1時間未満														(244単位)
		(4) 1時間以上														(387単位)
	ロ 生活援助	(1) 20分以上45分未満														(179単位)
		(2) 45分以上														(220単位)
	ハ 通院等乗降介助															(1回につき 97単位)
	ニ 初回加算															(1月につき +200単位)
	ホ 生活機能向上連携加算	(1) 生活機能向上連携加算(Ⅰ)														(1月につき +100単位)
		(2) 生活機能向上連携加算(Ⅱ)														(1月につき +200単位)
ヘ 口腔連携強化加算		(1回につき +50単位(1月に1回を限度))														
ト 認知症専門ケア加算	(1) 認知症専門ケア加算(Ⅰ)	(1日につき +3単位)														
	(2) 認知症専門ケア加算(Ⅱ)	(1日につき +4単位)														
チ 介護職員等処遇改善加算		(Ⅰ) 介護職員等処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +所定単位数×245/10000) (Ⅱ) 介護職員等処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +所定単位数×224/10000) (Ⅲ) 介護職員等処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき +所定単位数×182/10000) (Ⅳ) 介護職員等処遇改善加算(Ⅳ) (1月につき +所定単位数×145/10000) (Ⅰ-1)介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)(Ⅰ) (1月につき +所定単位数×221/10000) (Ⅰ-2)介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)(Ⅱ) (1月につき +所定単位数×208/10000) (Ⅰ-3)介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)(Ⅲ) (1月につき +所定単位数×200/10000) (Ⅰ-4)介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)(Ⅳ) (1月につき +所定単位数×187/10000) (Ⅰ-5)介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)(Ⅴ) (1月につき +所定単位数×184/10000) (Ⅰ-6)介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)(Ⅵ) (1月につき +所定単位数×163/10000) (Ⅰ-7)介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)(Ⅶ) (1月につき +所定単位数×163/10000) (Ⅰ-8)介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)(Ⅷ) (1月につき +所定単位数×158/10000) (Ⅰ-9)介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)(Ⅸ) (1月につき +所定単位数×142/10000) (Ⅰ-10)介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)(Ⅹ) (1月につき +所定単位数×139/10000) (Ⅰ-11)介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)(Ⅺ) (1月につき +所定単位数×121/10000) (Ⅰ-12)介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)(Ⅻ) (1月につき +所定単位数×118/10000) (Ⅰ-13)介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)(Ⅼ) (1月につき +所定単位数×100/10000) (Ⅰ-14)介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)(Ⅽ) (1月につき +所定単位数×76/10000)	注 所定単位数は、イからイまでにより算定した単位数の合計													

「特別地域訪問介護加算」、「中山間地域等における小規模事業所加算」、「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」及び「介護職員等処遇改善加算」は支給限度管理の対象外の算定項目
「事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合」を適用する場合は、支給限度基準額の算定の際、当該減算前の単位数を算入

※ 緊急時訪問介護加算の算定時に限り、身体介護の(1)20分未満に引き続き、生活援助を行うことも可能。
※ 業務経統計面未策定減算については令和7年4月1日から適用する。

※ 介護職員等処遇改善加算(V)については、令和7年3月31日まで算定可能。

2 訪問入浴介護費

基本部分	注	注	注	注	注	注	注	注	
	高齢者虐待防止措置未実施減算	業務継続計画未策定減算	介護職員3人が行った場合	全身入浴が困難で、清拭又は部分浴を実施した場合	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	特別地域訪問入浴介護加算	中山間地域等における小規模事業所加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	
イ 訪問入浴介護費	(1回につき 1,266単位)	−1/100	−1/100	×95/100	×90/100	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90/100	+15/100	+10/100	+5/100
					事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×95/100				

ロ 初回加算 (1月につき +200単位)

ハ 認知症専門ケア加算	(1) 認知症専門ケア加算(Ⅰ)	(1日につき +3単位)
	(2) 認知症専門ケア加算(Ⅱ)	(1日につき +4単位)

ニ 看取り連携体制加算 (死亡日及び死亡日以前30日以下に限り1回につき +64単位)

ホ サービス提供体制強化加算	(1) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	(1回につき +44単位)
	(2) サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	(1回につき +36単位)
	(3) サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	(1回につき +12単位)

ヘ 介護職員等処遇改善加算	(1) 介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)	(1月につき +所定単位×100/1000)
	(2) 介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)	(1月につき +所定単位×84/1000)
ヘ 介護職員等処遇改善加算	(3) 介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)	(1月につき +所定単位×79/1000)
	(4) 介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)	(1月につき +所定単位×63/1000)
ヘ 介護職員等処遇改善加算	(一) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(1)	(1月につき +所定単位×89/1000)
	(二) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(2)	(1月につき +所定単位×84/1000)
ヘ 介護職員等処遇改善加算	(三) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(3)	(1月につき +所定単位×83/1000)
	(四) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(4)	(1月につき +所定単位×78/1000)
ヘ 介護職員等処遇改善加算	(五) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(5)	(1月につき +所定単位×73/1000)
	(六) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(6)	(1月につき +所定単位×67/1000)
ヘ 介護職員等処遇改善加算	(七) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(7)	(1月につき +所定単位×65/1000)
	(八) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(8)	(1月につき +所定単位×68/1000)
ヘ 介護職員等処遇改善加算	(九) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(9)	(1月につき +所定単位×59/1000)
	(十) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(10)	(1月につき +所定単位×54/1000)
ヘ 介護職員等処遇改善加算	(十一) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(11)	(1月につき +所定単位×52/1000)
	(十二) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(12)	(1月につき +所定単位×48/1000)
ヘ 介護職員等処遇改善加算	(十三) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(13)	(1月につき +所定単位×44/1000)
	(十四) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(14)	(1月につき +所定単位×39/1000)

注 所定単位は、イからホまでにより算出した単位数の合計
「特別地域訪問入浴介護加算」、「中山間地域等における小規模事業所加算」、「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」、「サービス提供体制強化加算」及び「介護職員等処遇改善加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目
「事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合」を適用する場合は、支給限度基準額の算定の際、当該減算前の単位数を算入

※ 業務継続計画未策定減算については令和7年4月1日から適用する。

※ 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)については、令和7年3月31日まで算定可能。

【脚注】
1. 単位数算定記号の説明
+〇〇単位 ⇒ 所定単位数 + 〇〇単位
-〇〇単位 ⇒ 所定単位数 - 〇〇単位
×〇〇/100 ⇒ 所定単位数 × 〇〇/100
+〇〇/100 ⇒ 所定単位数 + 所定単位数×〇〇/100
-〇〇/100 ⇒ 所定単位数 - 所定単位数×〇〇/100

3 訪問看護費

[illegible]

※ 1月以内の2回以上利用した場合は、中山間地域等における環境事業所加算、中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算、緊急時訪問管理加算、特別管理加算、ターミナルケア加算及びサービス提供体制強化加算は、支給総額管理の対外的算定項目「急病等」と同一利用の利用者につき、2週間、1回あたりの利用回数20人以上にサービスをを行う場合に、適用を行う場合は、支給総額基準額の算定の際、当該減額率の率に算定される。

4 訪問リハビリテーション費

基本部分			注	注	注	注	注	注	注	注	注
			全額支費禁止 設備費等加算	施設設備費等 加算	事業所と同一建物の 利用者又はこれ 以外の同一建物の 利用者20人以上に サービスを行う場合	特別地域訪問リ ハビリテーション加算	中山間地域等に おける小規模事業所 加算	中山間地域等に 居住する者へのサ ービス提供加算	短期集中リハビ テーション実施加算	リハビリテーションマネジメント加算	認知症認知症集中 リハビリテーション実 施加算
イ 訪問リハビリテーション費	病院又は診療所の場合	1回につき 308単位	—1/100	—1/100	事業所と同一建物の 利用者又はこれ 以外の同一建物の 利用者20人以上に サービスを行う場合 ×90/100 事業所と同一建物 の利用者50人以上 にサービスを行う 場合 ×85/100	+15/100	+10/100	+5/100	1日につき +200単位	リハビリテーションマ ネジメント加算(4) 1月につき +180単位 リハビリテーションマ ネジメント加算(5) 1月につき +213単位	事業所の医師が認 定する文化その施設 に対して説明、訓 練等の指導等実施 場合 1月につき +270単位 認知症認知症集中 リハビリテーション 加算(1月につき) +270単位
	介護老人保健施設の場合										
	介護医療院の場合										
ロ 施設職員加算			2600単位を加算								
ハ 移行支援加算			(1日につき 17単位を加算)								
ニ サービス提供体制強化加算			(1)サービス提供体制強化加算(Ⅰ) (2)サービス提供体制強化加算(Ⅱ)								
			(1回につき +6単位) (1回につき +3単位)								
：「特別地域訪問リハビリテーション加算」、「中山間地域等における小規模事業所加算」、「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」及び「サービス提供体制強化加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目 「事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合」を適用する場合は、支給限度基準額の算定の際、当該減算前の単位数を算入											
※ 施設設備費等加算については施設設備費等加算(1)及び(2)の算定対象											

5 居宅療養管理指導費

基本部分			注	注	注	注
イ 医師が行う場合 (月2回を限度)	(1) 居宅療養管理指導費(Ⅰ) (2)以外	(一) 単一建物居住者1人 に対して行う場合 (515単位)	特別地域居宅療養 管理指導加算	中山間地域等に おける小規模事業所 加算	中山間地域等に 居住する者へのサ ービス提供加算	特別地域居宅療養 管理指導加算
		(二) 単一建物居住者2人以上9人 以下に対して行う場合 (527単位)				
		(三) (一)及び(二)以外の場合 (448単位)				
ロ 歯科医師が行う場合 (月2回を限度)	(2) 居宅療養管理指導費(Ⅱ) (在宅時緊急総合管理科 又は特定施設入居者等 総合管理科を算定 する場合)	(一) 単一建物居住者1人 に対して行う場合 (299単位)	+15/100	+10/100	+5/100	+15/100
		(二) 単一建物居住者2人以上9人 以下に対して行う場合 (267単位)				
		(三) (一)及び(二)以外の場合 (260単位)				
ハ 薬剤師が行う場合	(1) 病院又は診療所の 薬剤師が行う場合 (月2回を限度)	(一) 単一建物居住者1人 に対して行う場合 (508単位)	+100単位	特別地域居宅療養 管理指導加算	中山間地域等に おける小規模事業所 加算	特別地域居宅療養 管理指導加算
		(二) 単一建物居住者2人以上9人 以下に対して行う場合 (512単位)				
		(三) (一)及び(二)以外の場合 (380単位)				
ニ 管理栄養士が行う場合 (月2回を限度)	(2) 薬局の薬剤師の場合 (月4回を限度)	(一) 単一建物居住者1人 に対して行う場合 (518単位)	+250単位	+150単位		
		(二) 単一建物居住者2人以上9人 以下に対して行う場合 (379単位)				
		(三) (一)及び(二)以外の場合 (342単位)				
ホ 歯科衛生士等が行う場合 (月4回を限度)	(1) 当該指定居宅療養管理 指導事業所の管理 栄養士が行った場合	(一) 単一建物居住者1人 に対して行う場合 (245単位)	+15/100	+10/100	+5/100	+15/100
		(二) 単一建物居住者2人以上9人 以下に対して行う場合 (527単位)				
		(三) (一)及び(二)以外の場合 (444単位)				
六 管理栄養士等が行う場合 (月2回を限度)	(2) 当該指定居宅療養管理 指導事業所以外の管理 栄養士が行った場合	(一) 単一建物居住者1人 に対して行う場合 (508単位)				
		(二) 単一建物居住者2人以上9人 以下に対して行う場合 (527単位)				
		(三) (一)及び(二)以外の場合 (424単位)				
ホ 歯科衛生士等が行う場合 (月4回を限度)	(1) 単一建物居住者1人に対して行う場合 (262単位) (2) 単一建物居住者2人以上9人以下に対して行う場合 (325単位) (3) (1)及び(2)以外の場合 (235単位)					

※ ハ(2)(一)(二)(三)について、がん末期の患者、中心静脈栄養等及びがん不全や終末期で療養は制約を受ける患者については、週2回かつ月8回算定できる。
※ 一について、社会的な支援管理を行っている施設が、当該利用者の長寿介護計画により、特別に個別の在宅管理を行う必要がある物の特別の取組を行った場合は、当該指定期間の30日間(週2回)に限り、週2回を限度として算定できる。
※ 二について、がん末期の患者については、月8回を限度として算定できる。

6 通所介護費

基本部分		利用者 の 数 が 利 用 を 費 を 超 え る 場 合	看護・介護 職員の 員数が基準に 満たない場合	高齢者虐待 防止措置実施 減算	乗務継続 計画未実施 減算	2時間以上 3時間未満の通 所介護を行う 場合	8時間以上 9時間未満の通 所介護の前後の 日曜・祭日の世話を 行う場合	共生型通 所介護を行う 場合	生活相談 員配置等 加算	中山間地 域等に居住する者 へのサービス提供 加算	入浴介助 加算（Ⅰ）	入浴介助 加算（Ⅱ）	中重度者 ケア体制 加算	生活機能 向上連携 加算（Ⅰ）	生活機能 向上連携 加算（Ⅱ）	個別機能 訓練加算 （Ⅰ）イ	個別機能 訓練加算 （Ⅰ）ロ	個別機能 訓練加算 （Ⅱ）	ADL維持 等加算 （Ⅰ）	ADL維持 等加算 （Ⅱ）	認知症加 算	若年性認知 症利用者 を受入加 算	栄養アセス メント加 算	栄養改善 加算	口腔・栄養スク リーニング加 算（Ⅰ）	口腔・栄養スク リーニング加 算（Ⅱ）	口腔機能 向上加算 （Ⅰ）	口腔機能 向上加算 （Ⅱ）	科学的介護 推進体制 加算	事業所が同 一建物に寄 宿する者 又は同一 建物から利 用する者に 通所介護を 行う場合	事業所が 送迎を行 わない場 合		
イ 通常居 住型通 所介護 費	(1) 3時間以上4時間未満	第1第1 (370 単位) 第1第2 (423 単位) 第1第3 (479 単位) 第1第4 (533 単位) 第1第5 (588 単位)																															
	(2) 4時間以上5時間未満	第1第1 (388 単位) 第1第2 (444 単位) 第1第3 (502 単位) 第1第4 (560 単位) 第1第5 (617 単位)				×70/100																											
	(3) 5時間以上6時間未満	第1第1 (570 単位) 第1第2 (673 単位) 第1第3 (777 単位) 第1第4 (880 単位) 第1第5 (984 単位)																															
	(4) 6時間以上7時間未満	第1第1 (584 単位) 第1第2 (689 単位) 第1第3 (796 単位) 第1第4 (901 単位) 第1第5 (1,008 単位)																															
	(5) 7時間以上8時間未満	第1第1 (658 単位) 第1第2 (777 単位) 第1第3 (900 単位) 第1第4 (1,023 単位) 第1第5 (1,148 単位)																															
	(6) 8時間以上9時間未満	第1第1 (669 単位) 第1第2 (791 単位) 第1第3 (915 単位) 第1第4 (1,041 単位) 第1第5 (1,168 単位)																															
	(1) 3時間以上4時間未満	第1第1 (358 単位) 第1第2 (409 単位) 第1第3 (462 単位) 第1第4 (513 単位) 第1第5 (568 単位)																															
	(2) 4時間以上5時間未満	第1第1 (376 単位) 第1第2 (430 単位) 第1第3 (486 単位) 第1第4 (541 単位) 第1第5 (597 単位)				×70/100																											
	(3) 5時間以上6時間未満	第1第1 (544 単位) 第1第2 (643 単位) 第1第3 (743 単位) 第1第4 (840 単位) 第1第5 (940 単位)																															
	(4) 6時間以上7時間未満	第1第1 (564 単位) 第1第2 (667 単位) 第1第3 (770 単位) 第1第4 (871 単位) 第1第5 (974 単位)	×70/100	×70/100	－1/100	－1/100	+3/100																										
(5) 7時間以上8時間未満	第1第1 (629 単位) 第1第2 (744 単位) 第1第3 (861 単位) 第1第4 (980 単位) 第1第5 (1,097 単位)																																
(6) 8時間以上9時間未満	第1第1 (647 単位) 第1第2 (765 単位) 第1第3 (885 単位) 第1第4 (1,007 単位) 第1第5 (1,127 単位)																																
ロ 大規模 型通所 介護費 （Ⅰ）	(1) 3時間以上4時間未満	第1第1 (345 単位) 第1第2 (395 単位) 第1第3 (446 単位) 第1第4 (495 単位) 第1第5 (549 単位)																															
	(2) 4時間以上5時間未満	第1第1 (362 単位) 第1第2 (414																															

二 サービス提供体制強化加算	(1) サービス提供体制強化加算(Ⅰ) (1回につき 22単位を加算)
	(2) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1回につき 18単位を加算)
	(3) サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (1回につき 6単位を加算)

外 幣 債 權 類 別 及 計 量 單 位	(1) 外匯票據及匯兌票據(元)	(月)月一收 + 扣定票款 × 99 / 10000	外 幣 債 權 類 別 及 計 量 單 位
	(2) 外匯票據及匯兌票據(元)	(月)月一收 + 扣定票款 × 99 / 10000	
	(3) 外匯票據及匯兌票據(元)	(月)月一收 + 扣定票款 × 99 / 10000	
	(4) 外匯票據及匯兌票據(元)	(月)月一收 + 扣定票款 × 99 / 10000	
	(5) 外匯票據及匯兌票據(元)	(月)月一收 + 扣定票款 × 99 / 10000	
	(6) 外匯票據及匯兌票據(元)	(月)月一收 + 扣定票款 × 99 / 10000	
	(7) 外匯票據及匯兌票據(元)	(月)月一收 + 扣定票款 × 99 / 10000	
	(8) 外匯票據及匯兌票據(元)	(月)月一收 + 扣定票款 × 99 / 10000	
	(9) 外匯票據及匯兌票據(元)	(月)月一收 + 扣定票款 × 99 / 10000	
	(10) 外匯票據及匯兌票據(元)	(月)月一收 + 扣定票款 × 99 / 10000	
	(11) 外匯票據及匯兌票據(元)	(月)月一收 + 扣定票款 × 99 / 10000	
	(12) 外匯票據及匯兌票據(元)	(月)月一收 + 扣定票款 × 99 / 10000	
	(13) 外匯票據及匯兌票據(元)	(月)月一收 + 扣定票款 × 99 / 10000	
	(14) 外匯票據及匯兌票據(元)	(月)月一收 + 扣定票款 × 99 / 10000	
	(15) 外匯票據及匯兌票據(元)	(月)月一收 + 扣定票款 × 99 / 10000	
	(16) 外匯票據及匯兌票據(元)	(月)月一收 + 扣定票款 × 99 / 10000	
	(17) 外匯票據及匯兌票據(元)	(月)月一收 + 扣定票款 × 99 / 10000	
	(18) 外匯票據及匯兌票據(元)	(月)月一收 + 扣定票款 × 99 / 10000	
	(19) 外匯票據及匯兌票據(元)	(月)月一收 + 扣定票款 × 99 / 10000	
	(20) 外匯票據及匯兌票據(元)	(月)月一收 + 扣定票款 × 99 / 10000	

※ 「感染拡大は災害の発生を理由とする利用者数の減少が一定以上生じている場合」、「事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者に通所介護を行う場合」、「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」、「サービス提供体制強化加算」※2、「介護職員処遇改善加算」※3、支給限度額管理の対象外の算定項目

※ 口又はハを算定する場合は、支給限度基準額の算定の際、口単位数を算入

※ 業務継続計画未定済事案については、感染症の予防及びまん延の防止のための臨時の整備及び非常災害に関する具体計画の策定を行っている場合には、令和3年3月31日までの間適用

7 通所リハビリテーション費

[illegible]

※「感染症拡大防止策の取組を要する利用者の割合の割合が一定以上となっている場合」、「事業所と同一建物に居る者又は同一建物から利用する者に適用の対応のアクションを行う場合」、「中山間地域等に居住する者のサービス提供加算」、「サービス提供体制強化加算」及び「介護職員処遇改善加算」は、支給額算定管理の対外的算定項目

8 短期入所生活介護費

基本部分			1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	61	62	63	64	65	66	67	68	69	70	71	72	73	74	75	76	77	78	79	80	81	82	83	84	85	86	87	88	89	90	91	92	93	94	95	96	97	98	99	100	101	102	103	104	105	106	107	108	109	110	111	112	113	114	115	116	117	118	119	120	121	122	123	124	125	126	127	128	129	130	131	132	133	134	135	136	137	138	139	140	141	142	143	144	145	146	147	148	149	150	151	152	153	154	155	156	157	158	159	160	161	162	163	164	165	166	167	168	169	170	171	172	173	174	175	176	177	178	179	180	181	182	183	184	185	186	187	188	189	190	191	192	193	194	195	196	197	198	199	200	201	202	203	204	205	206	207	208	209	210	211	212	213	214	215	216	217	218	219	220	221	222	223	224	225	226	227	228	229	230	231	232	233	234	235	236	237	238	239	240	241	242	243	244	245	246	247	248	249	250	251	252	253	254	255	256	257	258	259	260	261	262	263	264	265	266	267	268	269	270	271	272	273	274	275	276	277	278	279	280	281	282	283	284	285	286	287	288	289	290	291	292	293	294	295	296	297	298	299	300	301	302	303	304	305	306	307	308	309	310	311	312	313	314	315	316	317	318	319	320	321	322	323	324	325	326	327	328	329	330	331	332	333	334	335	336	337	338	339	340	341	342	343	344	345	346	347	348	349	350	351	352	353	354	355	356	357	358	359	360	361	362	363	364	365	366	367	368	369	370	371	372	373	374	375	376	377	378	379	380	381	382	383	384	385	386	387	388	389	390	391	392	393	394	395	396	397	398	399	400	401	402	403	404	405	406	407	408	409	410	411	412	413	414	415	416	417	418	419	420	421	422	423	424	425	426	427	428	429	430	431	432	433	434	435	436	437	438	439	440	441	442	443	444	445	446	447	448	449	450	451	452	453	454	455	456	457	458	459	460	461	462	463	464	465	466	467	468	469	470	471	472	473	474	475	476	477	478	479	480	481	482	483	484	485	486	487	488	489	490	491	492	493	494	495	496	497	498	499	500	501	502	503	504	505	506	507	508	509	510	511	512	513	514	515	516	517	518	519	520	521	522	523	524	525	526	527	528	529	530	531	532	533	534	535	536	537	538	539	540	541	542	543	544	545	546	547	548	549	550	551	552	553	554	555	556	557	558	559	560	561	562	563	564	565	566	567	568	569	570	571	572	573	574	575	576	577	578	579	580	581	582	583	584	585	586	587	588	589	590	591	592	593	594	595	596	597	598	599	600	601	602	603	604	605	606	607	608	609	610	611	612	613	614	615	616	617	618	619	620	621	622	623	624	625	626	627	628	629	630	631	632	633	634	635	636	637	638	639	640	641	642	643	644	645	646	647	648	649	650	651	652	653	654	655	656	657	658	659	660	661	662	663	664	665	666	667	668	669	670	671	672	673	674	675	676	677	678	679	680	681	682	683	684	685	686	687	688	689	690	691	692	693	694	695	696	697	698	699	700	701	702	703	704	705	706	707	708	709	710	711	712	713	714	715	716	717	718	719	720	721	722	723	724	725	726	727	728	729	730	731	732	733	734	735	736	737	738	739	740	741	742	743	744	745	746	747	748	749	750	751	752	753	754	755	756	757	758	759	760	761	762	763	764	765	766	767	768	769	770	771	772	773	774	775	776	777	778	779	780	781	782	783	784	785	786	787	788	789	790	791	792	793	794	795	796	797	798	799	800	801	802	803	804	805	806	807	808	809	810	811	812	813	814	815	816	817	818	819	820	821	822	823	824	825	826	827	828	829	830	831	832	833	834	835	836	837	838	839	840	841	842	843	844	845	846	847	848	849	850	851	852	853	854	855	856	857	858	859	860	861	862	863	864	865	866	867	868	869	870	871	872	873	874	875	876	877	878	879	880	881	882	883	884	885	886	887	888	889	890	891	892	893	894	895	896	897	898	899	900	901	902	903	904	905	906	907	908	909	910	911	912	913	914	915	916	917	918	919	920	921	922	923	924	925	926	927	928	929	930	931	932	933	934	935	936	937	938	939	940	941	942	943	944	945	946	947	948	949	950	951	952	953	954	955	956	957	958	959	960	961	962	963	964	965	966	967	968	969	970	971	972	973	974	975	976	977	978	979	980	981	982	983	984	985	986	987	988	989	990	991	992	993	994	995	996	997	998	999	1000	1001	1002	1003	1004	1005	1006	1007	1008	1009	1010	1011	1012	1013	1014	1015	1016	1017	1018	1019	1020	1021	1022	1023	1024	1025	1026	1027	1028	1029	1030	1031	1032	1033	1034	1035	1036	1037	1038	1039	1040	1041	1042	1043	1044	1045	1046	1047	1048	1049	1050	1051	1052	1053	1054	1055	1056	1057	1058	1059	1060	1061	1062	1063	1064	1065	1066	1067	1068	1069	1070	1071	1072	1073	1074	1075	1076	1077	1078	1079	1080	1081	1082	1083	1084	1085	1086	1087	1088	1089	1090	1091	1092	1093	1094	1095	1096	1097	1098	1099	1100	1101	1102	1103	1104	1105	1106	1107	1108	1109	1110	1111	1112	1113	1114	1115	1116	1117	1118	1119	1120	1121	1122	1123	1124	1125	1126	1127	1128	1129	1130	1131	1132	1133	1134	1135	1136	1137	1138	1139	1140	1141	1142	1143	1144	1145	1146	1147	1148	1149	1150	1151	1152	1153	1154	1155	1156	1157	1158	1159	1160	1161	1162	1163	1164	1165	1166	1167	1168	1169	1170	1171	1172	1173	1174	1175	1176	1177	1178	1179	1180	1181	1182	1183	1184	1185	1186	1187	1188	1189	1190	1191	1192	1193	1194	1195	1196	1197	1198	1199	1200	1201	1202	1203	1204	1205	1206	1207	1208	1209	1210	1211	1212	1213	1214	1215	1216	1217	1218	1219	1220	1221	1222	1223	1224	1225	1226	1227	1228	1229	1230	1231	1232	1233	1234	1235	1236	1237	1238	1239	1240	1241	1242	1243	1244	1245	1246	1247	1248	1249	1250	1251	1252	1253	1254	1255	1256	1257	1258	1259	1260	1261	1262	1263	1264	1265	1266	1267	1268	1269	1270	1271	1272	1273	1274	1275	1276	1277	1278	1279	1280	1281	1282	1283	1284	1285	1286	1287	1288	1289	1290	1291	1292	1293	1294	1295	1296	1297	1298	1299	1300	1301	1302	1303	1304	1305	1306	1307	1308	1309	1310	1311	1312	1313	1314	1315	1316	1317	1318	1319	1320	1321	1322	1323	1324	1325	1326	1327	1328	1329	1330	1331	1332	1333	1334	1335	1336	1337	1338	1339	1340	1341	1342	1343	1344	1345	1346	1347	1348	1349	1350	1351	1352	1353	1354	1355	1356	1357	1358	1359	1360	1361	1362	1363	1364	1365	1366	1367	1368	1369	1370	1371	1372	1373	1374	1375	1376	1377	1378	1379	1380	1381	1382	1383	1384	1385	1386	1387	1388	1389	1390	1391	1392	1393	1394	1395	1396	1397	1398	1399	1400	1401	1402	1403	1404	1405	1406	1407	1408	1409	1410	1411	1412	1413	1414	1415	1416	1417	1418	1419	1420	1421	1422	1423	1424	1425	1426	1427	1428	1429	1430	1431	1432	1433	1434	1435	1436	1437	1438	1439	1440	1441	1442	1443	1444	1445	1446	1447	1448	1449	1450	1451	1452	1453	1454	1455	1456	1457	1458	1459	1460	1461	1462	1463	1464	1465	1466	1467	1468	1469	1470	1471	1472	1473	1474	1475	1476	1477	1478	1479	1480	1481	1482	1483	1484	1485	1486	1487	1488</
------	--	--	---	---	---	---	---	---	---	---	---	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	--------

イ 介護老人保健施設における短期入所療養介護費

※ 「特別避難警報」(緊急危険防護警報)、「サービス停休体制強化加算」(及び「合議職員等派遣改善加算」は、支給総額管理の計費外の算定項目

※ 身体拘束廃止未実施減算については令和7年4月1日から適用する

※ 業務統計システム未定数減算については、感染症の予防及び人権の防止のための指針の整備及び非常災害に関する具体的計画の策定を行っている場合には、令和7年3月31日までの期間適用

※ 合議職員等派遣改善加算については、令和7年3月31日まで算定する

[illegible]

ハ 診療所における短期入所療養介護費

基本部分			利用者の数及び入院患者の数の合計数が入院患者の定員を超える場合	常勤のユニットリーダーをユニット毎に配置していない等ユニットケアにおける体制が未整備である場合	身体的苦痛止未実施減算	高齢者虐待防止措置未実施減算	業務継続計画未策定減算	業務継続計画未策定減算	部下幅が設備基準を満たさない場合	夜室を有しない場合	認知症行動・心療症状緊急対応加算	緊急短期入所受入加算	若年性認知症利用者受入加算	利用者に対して送迎を行う場合		
(1) 診療所短期入所療養介護費 (1日につき)	(Ⅰ) 診療所短期入所療養介護費	a 診療所短期入所療養介護費(Ⅰ) ＜従来型個室＞	要介護1 (705 単位) 要介護2 (756 単位) 要介護3 (806 単位) 要介護4 (857 単位) 要介護5 (908 単位)													
		b 診療所短期入所療養介護費(Ⅱ) ＜療養機能強化型A＞ ＜従来型個室＞	要介護1 (732 単位) 要介護2 (786 単位) 要介護3 (839 単位) 要介護4 (893 単位) 要介護5 (946 単位)													
		c 診療所短期入所療養介護費(Ⅲ) ＜療養機能強化型B＞ ＜従来型個室＞	要介護1 (723 単位) 要介護2 (775 単位) 要介護3 (827 単位) 要介護4 (879 単位) 要介護5 (932 単位)													
		d 診療所短期入所療養介護費(Ⅳ) ＜多床室＞	要介護1 (813 単位) 要介護2 (864 単位) 要介護3 (916 単位) 要介護4 (965 単位) 要介護5 (1,016 単位)													
		e 診療所短期入所療養介護費(Ⅴ) ＜療養機能強化型A＞ ＜多床室＞	要介護1 (835 単位) 要介護2 (901 単位) 要介護3 (954 単位) 要介護4 (1,006 単位) 要介護5 (1,059 単位)													
		f 診療所短期入所療養介護費(Ⅵ) ＜療養機能強化型B＞ ＜多床室＞	要介護1 (835 単位) 要介護2 (888 単位) 要介護3 (941 単位) 要介護4 (992 単位) 要介護5 (1,045 単位)													
	(Ⅱ) 診療所短期入所療養介護費	a 診療所短期入所療養介護費(Ⅰ) ＜従来型個室＞	要介護1 (624 単位) 要介護2 (670 単位) 要介護3 (715 単位) 要介護4 (762 単位) 要介護5 (807 単位)													
		b 診療所短期入所療養介護費(Ⅱ) ＜多床室＞	要介護1 (734 単位) 要介護2 (779 単位) 要介護3 (825 単位) 要介護4 (871 単位) 要介護5 (917 単位)													
	看護・介護 ＜3＞															
(2) ユニット型診療所短期入所療養介護費 (1日につき)	(Ⅰ) ユニット型診療所短期入所療養介護費(Ⅰ) ＜ユニット型個室＞	要介護1 (835 単位) 要介護2 (887 単位) 要介護3 (937 単位) 要介護4 (988 単位) 要介護5 (1,039 単位)														
		要介護1 (854 単位) 要介護2 (907 単位) 要介護3 (959 単位) 要介護4 (1,010 単位) 要介護5 (1,062 単位)														
	(Ⅱ) ユニット型診療所短期入所療養介護費(Ⅱ) ＜療養機能強化型A＞ ＜ユニット型個室＞	要介護1 (835 単位) 要介護2 (887 単位) 要介護3 (937 単位) 要介護4 (988 単位) 要介護5 (1,039 単位)														
		要介護1 (854 単位) 要介護2 (907 単位) 要介護3 (959 単位) 要介護4 (1,010 単位) 要介護5 (1,062 単位)														
	(Ⅲ) ユニット型診療所短期入所療養介護費(Ⅲ) ＜療養機能強化型B＞ ＜ユニット型個室＞	要介護1 (835 単位) 要介護2 (887 単位) 要介護3 (937 単位) 要介護4 (988 単位) 要介護5 (1,039 単位)														
		要介護1 (854 単位) 要介護2 (907 単位) 要介護3 (959 単位) 要介護4 (1,010 単位) 要介護5 (1,062 単位)														
	(Ⅳ) 経過的ユニット型診療所短期入所療養介護費(Ⅰ) ＜ユニット型個室の多床室＞	要介護1 (835 単位) 要介護2 (887 単位) 要介護3 (937 単位) 要介護4 (988 単位) 要介護5 (1,039 単位)														
		要介護1 (854 単位) 要介護2 (907 単位) 要介護3 (959 単位) 要介護4 (1,010 単位) 要介護5 (1,062 単位)														
	(Ⅴ) 経過的ユニット型診療所短期入所療養介護費(Ⅱ) ＜療養機能強化型A＞ ＜ユニット型個室の多床室＞	要介護1 (835 単位) 要介護2 (887 単位) 要介護3 (937 単位) 要介護4 (988 単位) 要介護5 (1,039 単位)														
		要介護1 (854 単位) 要介護2 (907 単位) 要介護3 (959 単位) 要介護4 (1,010 単位) 要介護5 (1,062 単位)														
(3) 特定診療所短期入所療養介護費	(一) 3時間以上4時間未満		(684 単位)													
	(二) 4時間以上5時間未満		(948 単位)													
	(三) 5時間以上6時間未満		(1,316 単位)													
(4) ロ陸揚強化加算			(1日につき 50単位を加算(1月に1回を限る))													
(5) 療養加算			(1日につき 8単位を加算(1日に3回を限る))													
(6) 認知症専門ケア加算			(一) 認知症専門ケア加算(Ⅰ) (1日につき 3単位を加算) (二) 認知症専門ケア加算(Ⅱ) (1日につき 4単位を加算)													
(7) 特定診療費																
(8) 生産性向上推進体制加算			(一) 生産性向上推進体制加算(Ⅰ) (1月につき 100単位を加算) (二) 生産性向上推進体制加算(Ⅱ) (1月につき 10単位を加算)													
(9) サービス提供体制強化加算			(一) サービス提供体制強化加算(Ⅰ) (1日につき 22単位を加算) (二) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1日につき 18単位を加算) (三) サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (1日につき 6単位を加算)													
(10) 介護職員等処遇改善加算	(一) 介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)		(1月につき 定率単位×61/10000)													
	(二) 介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)		(1月につき 定率単位×47/10000)													
	(三) 介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)		(1月につき 定率単位×36/10000)													
	(四) 介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)		(1月につき 定率単位×29/10000)													
	介護職員等処遇改善加算(V)	a. 介護職員等処遇改善加算(V)(1)	(1月につき 定率単位×46/10000)													
		b. 介護職員等処遇改善加算(V)(2)	(1月につき 定率単位×44/10000)													
		c. 介護職員等処遇改善加算(V)(3)	(1月につき 定率単位×42/10000)													
		d. 介護職員等処遇改善加算(V)(4)	(1月につき 定率単位×40/10000)													
		e. 介護職員等処遇改善加算(V)(5)	(1月につき 定率単位×39/10000)													
		f. 介護職員等処遇改善加算(V)(6)	(1月につき 定率単位×35/10000)													
		g. 介護職員等処遇改善加算(V)(7)	(1月につき 定率単位×31/10000)													
		h. 介護職員等処遇改善加算(V)(8)	(1月につき 定率単位×31/10000)													
		i. 介護職員等処遇改善加算(V)(9)	(1月につき 定率単位×31/10000)													
		j. 介護職員等処遇改善加算(V)(10)	(1月につき 定率単位×30/10000)													
		k. 介護職員等処遇改善加算(V)(11)	(1月につき 定率単位×24/10000)													
		l. 介護職員等処遇改善加算(V)(12)	(1月につき 定率単位×26/10000)													
		m. 介護職員等処遇改善加算(V)(13)	(1月につき 定率単位×20/10000)													
		n. 介護職員等処遇改善加算(V)(14)	(1月につき 定率単位×15/10000)													
		o. 介護職員等処遇改善加算(V)(15)	(1月につき 定率単位×15/10000)													
	(五) 介護職員等処遇改善加算(V)		(1月につき 定率単位×38/10000)													
	(六) 介護職員等処遇改善加算(V)		(1月につき 定率単位×31/10000)													
	(七) 介護職員等処遇改善加算(V)		(1月につき 定率単位×31/10000)													
	(八) 介護職員等処遇改善加算(V)		(1月につき 定率単位×30/10000)													

※ 「特定診療費」、「サービス提供体制強化加算」及び「介護職員等処遇改善加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目。

※ 身体的苦痛止未実施減算については令和7年4月1日より適用する。

※ 業務継続計画未策定減算については、感染症の予防及び蔓延の防止のための指針の整備及び非常災害に関する具体的計画の策定を行っている場合には、令和7年3月31日までの間適用しない。

※ 介護職員等処遇改善加算(V)については、令和7年3月31日まで算定可能。

[illegible]

[illegible]

二 送迎・送別時運賃加算 (イを算定する場合のみ算定)	(1日につき 30単位を加算)
ホ 送別時情報提供加算 (イを算定する場合のみ算定)	(250単位)

へ 専攻の介護加算 (Ⅰを算定する場合のみ算定)	(1) 専攻の介護加算加算 (Ⅰ)	(1) 死亡日前の前2日は45日以下 (Ⅰ日につき 72 點を付加算) (2) 死亡日前4日又は30日以下 (Ⅰ日につき 144 點を付加算) (3) 死亡日前2日又は3日 (Ⅰ日につき 68 點を付加算) (4) 死亡日 (Ⅰ日につき 120 點を付加算)
	(2) 専攻の介護加算 (Ⅱ)	(1) 死亡日前の前3日は45日以下 (Ⅰ日につき 572 點を付加算) (2) 死亡日前4日又は30日以下 (Ⅰ日につき 644 點を付加算) (3) 死亡日前2日又は3日 (Ⅰ日につき 119 點を付加算) (4) 死亡日 (Ⅰ日につき 1780 點を付加算)

ト 認知症専門ケア加算 (イを算定する場合のみ算定)	(1) 認知症専門ケア加算(Ⅰ) (1日につき 3単位を加算)
	(2) 認知症専門ケア加算(Ⅱ) (1日につき 4単位を加算)

子 高齢者施設等感染対策向上加算	(1) 高齢者施設等感染対策向上加算(Ⅰ) (1月につき 10単位を加算)
	(2) 高齢者施設等感染対策向上加算(Ⅱ) (1月につき 5単位を加算)

ア 生活方向上種連係制加算 (「ア」は「イ」を算定する場合のみ算定)	(1) 生活方向上種連係制加算Ⅰ (1月につき 100単位を加算) (2) 生活方向上種連係制加算Ⅱ (1月につき 10単位を加算)
---------------------------------------	---

ル サービス提供体制強化加算	(1) サービス提供体制強化加算(イ)	(1日につき 22単位を加算)
	(2) サービス提供体制強化加算(ロ)	(1日につき 18単位を加算)
	(3) サービス提供体制強化加算(ハ)	(1日につき 6単位を加算)

二、公司董事、监事、高级管理人员、主要关联方及关联机构 一、基本情况	一、公司董事、监事、高级管理人员情况 二、主要关联方及关联机构	一、公司董事、监事、高级管理人员情况 二、主要关联方及关联机构
	一、公司董事、监事、高级管理人员情况 二、主要关联方及关联机构	一、公司董事、监事、高级管理人员情况 二、主要关联方及关联机构

※ 療養費 療養1 16,355,561円
療養2 18,362,500円
療養3 20,400,000円
療養4 22,435,000円
療養5 24,533,000円

※ 経費削減対策として、区内の福祉関係基礎課に委託する。

※ 令和4年度生活支援課については、13年度に予定する人員定数を、令和4年4月1日から調整する。

※ 令和4年度生活支援課については、13年度に予定する人員定数のための増資計画及び非常災害に関する具体的計画の策定を行っている場合は、令和7年3月31日までの期間適用しない。

11 福祉用具貸与費

[illegible]

：「特別地域福祉用具貸与加算」、「中山間地域等における小規模事業所加算」及び「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目

※ 要介護1の者については、車いす、車いす付属品、特養寝台、特養寝台付属品、床ずれ防止用具、体位交換器、認知症老人徘徊感知機器、移動用リフトを算定しない。
自動移送装置設置については要介護1から要介護3の者については算定しない。（ただし、別に厚生労働大臣が定める例外的な者を除く。）

※ 高齢者虐待防止措置未実施減算については令和9年4月1日から適用
※ 養育費精算未算定減算については令和7年4月1日から適用する。

Ⅱ 指定居宅介護支援介護給付費単位数の算定構造

居宅介護支援費

基本部分				注	注	注	注	注	注	注										
				高齢者虐待防止措置未実施減算	業務継続計画未策定減算	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上に居宅介護支援を行う場合	運営基準減算	特別地域居宅介護支援加算	中山間地域等における小規模事業所加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	特定事業所集中減算									
イ 居宅介護支援費 (1月につき)	(1)居宅介護支援費(Ⅰ)	(一) 居宅介護支援費(ⅰ)	要介護1・2 (1,086単位)	－1/100	－1/100	×95/100	(運営基準減算の場合) ×50/100 (運営基準減算が2月以上継続している場合) 算定しない	+15/100	+10/100	+5/100	1月につき －200単位									
			要介護3・4・5 (1,411単位)																	
		(二) 居宅介護支援費(ⅱ)	要介護1・2 (544単位)																	
			要介護3・4・5 (704単位)																	
		(三) 居宅介護支援費(ⅲ)	要介護1・2 (326単位)																	
			要介護3・4・5 (422単位)																	
	(2)居宅介護支援費(Ⅱ)	(一) 居宅介護支援費(ⅰ)	要介護1・2 (1,086単位)					+15/100	+10/100											
			要介護3・4・5 (1,411単位)																	
		(二) 居宅介護支援費(ⅱ)	要介護1・2 (527単位)																	
			要介護3・4・5 (683単位)																	
		(三) 居宅介護支援費(ⅲ)	要介護1・2 (316単位)																	
			要介護3・4・5 (410単位)																	
ロ 初回加算 (1月につき +300単位)																				
ハ 特定事業所加算	(1) 特定事業所加算(Ⅰ) (1月につき +519単位)																			
	(2) 特定事業所加算(Ⅱ) (1月につき +421単位)																			
	(3) 特定事業所加算(Ⅲ) (1月につき +323単位)																			
	(4) 特定事業所加算(A) (1月につき +114単位)																			
ニ 特定事業所医療介護連携加算 (1月につき +125単位)																				
ホ 入院時情報連携加算	(1) 入院時情報連携加算(Ⅰ) (1月につき +250単位)																			
	(2) 入院時情報連携加算(Ⅱ) (1月につき +200単位)																			
ヘ 退院・退所加算 (入院または入所期間中1回を限度に算定)	(1) 退院・退所加算(Ⅰ)イ (+450単位)																			
	(2) 退院・退所加算(Ⅰ)ロ (+600単位)																			
	(3) 退院・退所加算(Ⅱ)イ (+600単位)																			
	(4) 退院・退所加算(Ⅱ)ロ (+750単位)																			
	(5) 退院・退所加算(Ⅲ) (+900単位)																			
ト 退院時情報連携加算 (1月につき +50単位)																				
チ 緊急時等居宅カンファレンス加算 (1月に2回を限度に +200単位)																				
リ ターミナルケアマネジメント加算		死亡日及び死亡日前14日以内に2日以上在宅の訪問等を行った場合		(＋400単位)																

※ 居宅介護支援費(Ⅰ)については、介護支援専門員1人当たりの取扱件数が45件以上である場合、45件以上60件未満の部分については(ⅱ)を、60件以上の部分については(ⅲ)を算定する。

※ 居宅介護支援費(Ⅱ)については、公益社団法人国民健康保険中央会が運用及び管理を行う指定居宅介護支援事業者及び指定居宅サービス事業者等の使用に係る電子計算機と接続された居宅サービス計画の情報の共有等のための情報処理システムの利用及び事務職員の配置を行っている場合に算定できる。なお、介護支援専門員1人当たりの取扱件数が50件以上である場合、50件以上60件未満の部分については(ⅱ)を、60件以上の部分については(ⅲ)を算定する。

※ 業務継続計画未策定減算については令和7年4月1日から適用する。

1 介護福祉施設サービス

[illegible]

※ 業務継続計画未策定減算については、感染症の予防及びまん延の防止のための指針の整備及び非常災害に関する具体的計画の策定を行っている場合には、令和7年3月31日までの間適用しない。

※ 介護職員等処遇改善加算(V)については、令和7年3月31日まで算定可能。

2 介護保健施設サービス

[illegible]

注 特別療養費			
注 療養体制維持特別加算	イ 療養体制維持特別加算(Ⅰ)	(1日につき 27単位を加算)	注 療養管理の基準を満たさない場合は、算定しない。
	ロ 療養体制維持特別加算(Ⅱ)	(1日につき 67単位を加算)	
ハ 短期加算	(1) 短期加算(Ⅰ)	(1日につき 60単位を加算)	注 入所前から入所者の自宅等を訪問して退所を含願においた施設サービス計画の策定および診療方針の決定を行った場合に算定
	(2) 短期加算(Ⅱ)	(1日につき 30単位を加算)	
ニ 退所時等情報連携加算			(1月につき1回を限度として70単位を加算)
ホ 再入所時等支援加算(Ⅱ)			(入所者1人につき1回を限度として70単位を加算)
ヘ 入所前後訪問加算(Ⅰ)(Ⅱ)	在宅強化型の場合	(1回につき 450単位を加算)	注 入所前から入所者の自宅等を訪問して退所を含願においた施設サービス計画の策定および診療方針の決定を行った場合に算定
	在宅強化型以外の場合	(1回につき 450単位を加算)	
ヘ 入所前後訪問加算(Ⅱ)(Ⅲ)	在宅強化型の場合	(1回につき 450単位を加算)	注 入所前から入所者の自宅等を訪問して退所を含願においた施設サービス計画の策定および診療方針の決定を行うことに加え、生活機能の改善目標及び退所後も含めた切れ目ない支援計画を作成した場合に算定
	在宅強化型以外の場合	(1回につき 450単位を加算)	
ト 退所時等支援加算(Ⅲ)	(1) 退所時等支援加算	(一) 試行的退所時加算	注 入所期間が1月を超え入所者が試行的に退所する場合において、当該入所者及びその家族等に対して退所後の療養上の指導を行った場合
		退所時情報提供加算(Ⅰ)	(400単位)
		退所時情報提供加算(Ⅱ)	(500単位)
		退所時情報提供加算(Ⅲ)	(250単位)
		(三) 入退所前連携加算(Ⅰ)	(600単位)
		(四) 入退所前連携加算(Ⅱ)	(400単位)
	(2) 訪問看護加算	(入所者1人につき1回を限度として300単位を算定)	
チ 協力医療機関連携加算	(1) 相談・診療を行う医師を専任確保し、緊急時に入院を受け入れる体制を確立している場合	注 令和7年3月31日までの間は100単位を算定	
	(2) 上記以外の協力医療機関と連携している場合	(1月につき 5単位を加算)	
リ 栄養マネジメント強化加算			(1日につき 11単位を加算)
ヌ 緩和ケア加算(Ⅱ)			(1日につき 25単位を加算)
ル 緩和ケア加算(Ⅲ)	(1) 緩和ケア加算(Ⅰ)	(1月につき 400単位を加算)	注 療養管理の基準を満たさない場合は、算定しない。
	(2) 緩和ケア加算(Ⅱ)	(1月につき 100単位を加算)	
ヲ ロ症発生管理加算(Ⅲ)	(1) ロ症発生管理加算(Ⅰ)	(1月につき 50単位を加算)	注 緩和ケア加算(Ⅰ)は算定していない場合は、算定しない。
	(2) ロ症発生管理加算(Ⅱ)	(1月につき 110単位を加算)	
ワ 療養加算			(1回につき 6単位を加算(1日に3回を限度))
カ 在宅療養支援加算			(療養型看護に限り1日に1回につき 10単位を加算)
コ カサワツバ疾速療養制加算(Ⅲ)	(1) カサワツバ疾速療養制加算(Ⅰ)	カサワツバ疾速療養制加算(Ⅰ)イ	(入所者1人につき1回を限度として140単位を加算)
		カサワツバ疾速療養制加算(Ⅰ)ロ	(入所者1人につき1回を限度として70単位を加算)
	(2) カサワツバ疾速療養制加算(Ⅱ)	カサワツバ疾速療養制加算(Ⅱ)イ	(入所者1人につき1回を限度として240単位を加算)
		カサワツバ疾速療養制加算(Ⅱ)ロ	(入所者1人につき1回を限度として100単位を加算)
タ 緊急時治療療養費	(1) 緊急時治療療養費	療養型看護以外の場合	(1月につき1回3日を限度に、1日につき8518単位を算定)
	(2) 特定治療	療養型看護の場合	(1月につき1回3日を限度に、1日につき8518単位を算定)
		療養型看護以外の場合	(1月につき1回3日を限度に、1日につき8518単位を算定)
レ 所定定数施設療養費(Ⅲ)	(1)所定定数施設療養費(Ⅰ)	(1月に1回7日を限度に、1日につき239単位を算定)	注 療養管理の基準を満たさない場合は、算定しない。
	(2)所定定数施設療養費(Ⅱ)	(1月に1回10日を限度に、1日につき480単位を算定)	
	(3)所定定数施設療養費(Ⅲ)	(1月に1回10日を限度に、1日につき480単位を算定)	
ゾ 認知症専門ケア加算	(1)認知症専門ケア加算(Ⅰ)	(1日につき 3単位を加算)	注 療養管理の基準を満たさない場合は、算定しない。
	(2)認知症専門ケア加算(Ⅱ)	(1日につき 4単位を加算)	
ヅ 認知症チームケア推進加算	(1)認知症チームケア推進加算(Ⅰ)	(1月につき 150単位を加算)	注 療養管理の基準を満たさない場合は、算定しない。
	(2)認知症チームケア推進加算(Ⅱ)	(1月につき 120単位を加算)	
ホ 認知症行動・心理状態緊急対応加算	療養型看護以外の場合	(入所後7日に限り、1日につき200単位を加算)	注 療養管理の基準を満たさない場合は、算定しない。
	療養型看護の場合	(入所後7日に限り、1日につき200単位を加算)	
セ シンビザージン・シムマシメント計画情報加算(Ⅲ)	(1) シンビザージン・シムマシメント計画情報加算(Ⅰ)	(1月につき 53単位を加算)	注 療養管理の基準を満たさない場合は、算定しない。
	(2) シンビザージン・シムマシメント計画情報加算(Ⅱ)	(1月につき 33単位を加算)	
タ 療養マネジメント加算(Ⅲ)	(1) 療養マネジメント加算(Ⅰ)	(1月につき 3単位を加算)	注 療養管理の基準を満たさない場合は、算定しない。
	(2) 療養マネジメント加算(Ⅱ)	(1月につき 13単位を加算)	
ム 療養支援加算(Ⅲ)	(1) 療養支援加算(Ⅰ)	(1月につき 10単位を加算)	注 療養管理の基準を満たさない場合は、算定しない。
	(2) 療養支援加算(Ⅱ)	(1月につき 15単位を加算)	
	(3) 療養支援加算(Ⅲ)	(1月につき 20単位を加算)	
ウ 自立支援促進加算(Ⅲ)			(1月につき 300単位を加算)
キ 科学的介護連携体制加算(Ⅲ)	(1) 科学的介護連携体制加算(Ⅰ)	(1月につき 40単位を加算)	注 療養管理の基準を満たさない場合は、算定しない。
	(2) 科学的介護連携体制加算(Ⅱ)	(1月につき 60単位を加算)	
ノ 安全対策体制加算(Ⅲ)			(入所者1人につき1回を限度として200単位を加算)
キ 高齢者施設等感染対策向上加算	(1) 高齢者施設等感染対策向上加算(Ⅰ)	(1月につき 10単位を加算)	注 療養管理の基準を満たさない場合は、算定しない。
	(2) 高齢者施設等感染対策向上加算(Ⅱ)	(1月につき 5単位を加算)	
ク 転倒・転落予防加算療養費			(1月に1回、連続する6日を限度として 240単位を算定)
ヤ 生活性向上推進体制加算	(1) 生活性向上推進体制加算(Ⅰ)	(1月につき 100単位を加算)	注 療養管理の基準を満たさない場合は、算定しない。
	(2) 生活性向上推進体制加算(Ⅱ)	(1月につき 10単位を加算)	
マ サービス提供体制強化加算	(1) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	(1日につき 22単位を加算)	注 療養管理の基準を満たさない場合は、算定しない。
	(2) サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	(1日につき 18単位を加算)	
	(3) サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	(1日につき 8単位を加算)	
ニ 介護職員処遇改善加算	(1)介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	(1日につき 170単位を加算)	注 療養管理の基準を満たさない場合は、算定しない。
	(2)介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	(1日につき 170単位を加算)	
	(3)介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	(1日につき 170単位を加算)	
	(4)介護職員処遇改善加算(Ⅳ)	(1日につき 170単位を加算)	
	(5)介護職員処遇改善加算(Ⅴ)	(1日につき 170単位を加算)	
	(6)介護職員処遇改善加算(Ⅵ)	(1日につき 170単位を加算)	
	(7)介護職員処遇改善加算(Ⅶ)	(1日につき 170単位を加算)	
	(8)介護職員処遇改善加算(Ⅷ)	(1日につき 170単位を加算)	
	(9)介護職員処遇改善加算(Ⅸ)	(1日につき 170単位を加算)	
	(10)介護職員処遇改善加算(Ⅹ)	(1日につき 170単位を加算)	
	(11)介護職員処遇改善加算(Ⅺ)	(1日につき 170単位を加算)	
	(12)介護職員処遇改善加算(Ⅻ)	(1日につき 170単位を加算)	
	(13)介護職員処遇改善加算(Ⅼ)	(1日につき 170単位を加算)	
	(14)介護職員処遇改善加算(Ⅽ)	(1日につき 170単位を加算)	
	(15)介護職員処遇改善加算(Ⅾ)	(1日につき 170単位を加算)	
	(16)介護職員処遇改善加算(Ⅿ)	(1日につき 170単位を加算)	
	(17)介護職員処遇改善加算(ⅰ)	(1日につき 170単位を加算)	
	(18)介護職員処遇改善加算(ⅱ)	(1日につき 170単位を加算)	
	(19)介護職員処遇改善加算(ⅲ)	(1日につき 170単位を加算)	
	(20)介護職員処遇改善加算(ⅳ)	(1日につき 170単位を加算)	
	(21)介護職員処遇改善加算(ⅴ)	(1日につき 170単位を加算)	
	(22)介護職員処遇改善加算(ⅵ)	(1日につき 170単位を加算)	
	(23)介護職員処遇改善加算(ⅶ)	(1日につき 170単位を加算)	
	(24)介護職員処遇改善加算(ⅷ)	(1日につき 170単位を加算)	

※ PT・OT・STによる人員配置減算を適用する場合には、短期集中リハビリテーション実施加算、認知症短期集中リハビリテーション実施加算を適用しない。
※ イ(4)及びロ(4)を適用する場合には、(Ⅲ)を適用しない。
※ 療養費算定対象施設認定申請については、療養費の算定及び算定停止の目的のための指針の整備及び療養費算定に関する具体的計画の策定を行っている場合には、令和7年3月31日までの間適用しない。
※ 介護職員処遇改善加算(ⅴ)については、令和7年3月31日まで算定可能。

4 介護医療院サービス

[illegible]

注 外泊時費用		入所者に対して居宅における外泊を認めた場合、1月に6日を限度として所定単位数に代えて1日につき362単位を算定	
注 試行的退所サービス費		入所者に対して居宅における試行的退所を認めた場合、1月につき6日を限度として1日につき800単位を算定	
注 他科受診時費用		入所者に対して、専門的な診療が必要になり、他医療機関において診療が行われた場合、1月に4日を限度として所定単位数に代えて1日につき362単位を算定	
ト 初期加算 (1日につき 430単位)			
チ 退所時実費情報連携加算 (1月につき1回を限度として70単位を加算)		注 実費管理の基準を満たさない場合は、算定しない。	
リ 再入所時実費連携加算 (※2) (入所者1人につき1回を限度として200単位を加算)		注 実費管理の基準を満たさない場合は、算定しない。	
ス 退所時指導等加算 (※2)	(一) 退所時等指導加算	ア 退所前訪問指導加算 (入所中1回(又は2回)を限度に、460単位を算定)	注 入所者及びその家族等に対して退所後の療養上の指導を行った場合
		イ 退所後訪問指導加算 (退所後1回を限度に、460単位を算定)	注 退所後の主治医に対して診療情報、心身の状況、生活歴等を提供した場合
		ウ 退所時指導加算 (400単位)	注 退所後の医療機関の医師に対して心身の状況、生活歴等を提供した場合
		エ 退所時情報提供加算 (500単位)	注 退所後の医療機関の医師に対して心身の状況、生活歴等を提供した場合
		オ 退所前連携加算 (500単位)	注 併せ介護支援事業者と退所前から連携し、情報提供とサービス調整を行った場合
	(二) 訪問看護指示加算 (入所者1人につき1回を限度として300単位を算定)		
ル 協力医療機関連携加算	(1) 相談・診療を行う体制を常時確保し、緊急時に入院を受け入れる体制を確保している協力医療機関と連携している場合 (1月につき 50単位を加算)	注 令和7年3月31日までの間は100単位を算定	
	(2) 上記以外の協力医療機関と連携している場合 (1月につき 5単位を加算)		
テ 栄養マネジメント強化加算 (1日につき 11単位を加算)			
ト 経口移行加算 (※2) (1日につき 28単位を加算)		注 栄養管理の基準を満たさない場合は、算定しない。	
カ 経口維持加算 (※2)	(一) 経口維持加算(Ⅰ) (1月につき 400単位を加算)	注 栄養管理の基準を満たさない場合は経口移行加算を算定している場合は、算定しない。	
	(二) 経口維持加算(Ⅱ) (1月につき 100単位を加算)	注 経口維持加算(Ⅰ)を算定していない場合には、算定しない。	
コ 口腔衛生管理加算 (※2)	(一) 口腔衛生管理加算(Ⅰ) (1月につき 90単位を加算)	注	
	(二) 口腔衛生管理加算(Ⅱ) (1月につき 110単位を加算)	注 歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、入所者に対し、口腔ケアを月2回以上行い、当該入所者に係る口腔ケアについて、介護職員に対し、具体的な技術的助言及び指導を行った場合	
タ 療養加算 (1回につき 6単位を加算(1日に3回を限度))			
レ 在宅復帰支援機能加算 (※2) (1日につき 10単位を加算)			
ソ 特別診療費 (※2)			
ツ 緊急時施設診療費	ア 緊急時治療管理 (1月に1回3日を限度に、1日につき518単位を算定)		
	イ 特定治療		
ネ 認知症専門ケア加算	(一) 認知症専門ケア加算(Ⅰ) (1日につき 3単位を加算)		
	(二) 認知症専門ケア加算(Ⅱ) (1日につき 4単位を加算)		
ナ 認知症チームケア推進加算	(一) 認知症チームケア推進加算(Ⅰ) (1月につき 150単位を加算)		
	(二) 認知症チームケア推進加算(Ⅱ) (1月につき 120単位を加算)		
フ 認知症行動・心理症状緊急対応加算 (入所後7日に限り、1日につき200単位を加算)			
ム 重度認知症疾患療養体制加算	(一) 重度認知症疾患療養体制加算(Ⅰ) 要介護1・2 (1日につき140単位を加算) 要介護3・4・5 (1日につき40単位を加算)		
	(二) 重度認知症疾患療養体制加算(Ⅱ) 要介護1・2 (1日につき200単位を加算) 要介護3・4・5 (1日につき100単位を加算)		
ウ 排せつ支援加算 (※2)	(1) 排せつ支援加算(Ⅰ) (1月につき 10単位を加算)		
	(2) 排せつ支援加算(Ⅱ) (1月につき 15単位を加算)		
	(3) 排せつ支援加算(Ⅲ) (1月につき 20単位を加算)		
キ 自立支援促進加算(※2) (1月につき 280単位を加算)			
ノ 科学的介護推進体制加算(※2)	(1) 科学的介護推進体制加算(Ⅰ) (1月につき 40単位を加算)		
	(2) 科学的介護推進体制加算(Ⅱ) (1月につき 60単位を加算)		
オ 安全対策体制加算(※2) (入所者1人につき1回を限度として20単位を算定)			
ク 高齢者施設等感染対策向上加算	(1) 高齢者施設等感染対策向上加算(Ⅰ) (1月につき 10単位を加算)		
	(2) 高齢者施設等感染対策向上加算(Ⅱ) (1月につき 5単位を加算)		
ヤ 新興感染症等施設療養費 (1月に1回、連続する5日を限度として 240単位を算定)			
マ 生産性向上推進体制加算	(1) 生産性向上推進体制加算(Ⅰ) (1月につき 100単位を加算)		
	(2) 生産性向上推進体制加算(Ⅱ) (1月につき 10単位を加算)		
ケ サービス提供体制強化加算	(一) サービス提供体制強化加算(Ⅰ) (1日につき 22単位を加算)		
	(二) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1日につき 18単位を加算)		
	(三) サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (1日につき 6単位を加算)		
コ 介護職員等処遇改善加算	(一) 介護職員等処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき 所定単位数×5)／1000		
	(二) 介護職員等処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき 所定単位数×4)／1000		
	(三) 介護職員等処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき 所定単位数×3)／1000		
	(四) 介護職員等処遇改善加算(Ⅳ) (1月につき 所定単位数×2)／1000		
	(二) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)～(ⅳ)	(Ⅴ) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(Ⅰ) (1月につき 所定単位数×4)／1000	
		(Ⅵ) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(Ⅱ) (1月につき 所定単位数×4)／1000	
		(Ⅶ) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(Ⅲ) (1月につき 所定単位数×4)／1000	
		(Ⅷ) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(Ⅳ) (1月につき 所定単位数×4)／1000	
		(Ⅸ) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(Ⅴ) (1月につき 所定単位数×4)／1000	
		(Ⅹ) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(Ⅵ) (1月につき 所定単位数×4)／1000	
		(Ⅺ) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(Ⅶ) (1月につき 所定単位数×4)／1000	
		(Ⅻ) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(Ⅷ) (1月につき 所定単位数×4)／1000	
		(Ⅼ) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(Ⅸ) (1月につき 所定単位数×4)／1000	
		(Ⅽ) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(Ⅹ) (1月につき 所定単位数×4)／1000	
		(Ⅾ) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(Ⅺ) (1月につき 所定単位数×4)／1000	
		(Ⅿ) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(Ⅻ) (1月につき 所定単位数×4)／1000	
		(ⅰ) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(Ⅼ) (1月につき 所定単位数×4)／1000	
		(ⅱ) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(Ⅽ) (1月につき 所定単位数×4)／1000	
		(ⅲ) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(Ⅾ) (1月につき 所定単位数×4)／1000	
		(ⅳ) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(Ⅿ) (1月につき 所定単位数×4)／1000	
	(四) 介護職員等処遇改善加算(Ⅵ) (1月につき 所定単位数×3)／1000		
	(五) 介護職員等処遇改善加算(Ⅶ) (1月につき 所定単位数×2)／1000		
	(六) 介護職員等処遇改善加算(Ⅷ) (1月につき 所定単位数×2)／1000		
	(七) 介護職員等処遇改善加算(Ⅷ) (1月につき 所定単位数×2)／1000		
	(八) 介護職員等処遇改善加算(Ⅷ) (1月につき 所定単位数×2)／1000		
	(九) 介護職員等処遇改善加算(Ⅷ) (1月につき 所定単位数×2)／1000		
	(十) 介護職員等処遇改善加算(Ⅷ) (1月につき 所定単位数×2)／1000		
	(十一) 介護職員等処遇改善加算(Ⅷ) (1月につき 所定単位数×2)／1000		
	(十二) 介護職員等処遇改善加算(Ⅷ) (1月につき 所定単位数×2)／1000		
	(十三) 介護職員等処遇改善加算(Ⅷ) (1月につき 所定単位数×2)／1000		
(十四) 介護職員等処遇改善加算(Ⅷ) (1月につき 所定単位数×2)／1000			
(十五) 介護職員等処遇改善加算(Ⅷ) (1月につき 所定単位数×2)／1000			
(十六) 介護職員等処遇改善加算(Ⅷ) (1月につき 所定単位数×2)／1000			
(十七) 介護職員等処遇改善加算(Ⅷ) (1月につき 所定単位数×2)／1000			
(十八) 介護職員等処遇改善加算(Ⅷ) (1月につき 所定単位数×2)／1000			
(十九) 介護職員等処遇改善加算(Ⅷ) (1月につき 所定単位数×2)／1000			
(二十) 介護職員等処遇改善加算(Ⅷ) (1月につき 所定単位数×2)／1000			
(二十一) 介護職員等処遇改善加算(Ⅷ) (1月につき 所定単位数×2)／1000			
(二十二) 介護職員等処遇改善加算(Ⅷ) (1月につき 所定単位数×2)／1000			
(二十三) 介護職員等処遇改善加算(Ⅷ) (1月につき 所定単位数×2)／1000			
(二十四) 介護職員等処遇改善加算(Ⅷ) (1月につき 所定単位数×2)／1000			
(二十五) 介護職員等処遇改善加算(Ⅷ) (1月につき 所定単位数×2)／1000			
(二十六) 介護職員等処遇改善加算(Ⅷ) (1月につき 所定単位数×2)／1000			
(二十七) 介護職員等処遇改善加算(Ⅷ) (1月につき 所定単位数×2)／1000			
(二十八) 介護職員等処遇改善加算(Ⅷ) (1月につき 所定単位数×2)／1000			
(二十九) 介護職員等処遇改善加算(Ⅷ) (1月につき 所定単位数×2)／1000			
(三十) 介護職員等処遇改善加算(Ⅷ) (1月につき 所定単位数×2)／1000			

※ 夜勤勤務条件減算を適用する場合には、夜間勤務等看護加算を適用しない。
※ ハ及びヘを適用する場合には、(※2)を適用しない。
※ 業務経緯統計面未算定減算については、感染症の予防及びまん延の防止のための指針の整備及び非常災害に関する具体的計画の策定を行っている場合には、令和7年3月31日までの間適用しない。
※ 介護職員等処遇改善加算(ⅴ)については、令和7年3月31日までの間適用しない。

介護報酬の算定構造

介護予防サービス

 : 令和6年6月改定箇所

I 指定介護予防サービス介護給付費単位数の算定構造

- 1 介護予防訪問入浴介護費
- 2 介護予防訪問看護費
- 3 介護予防訪問リハビリテーション費
- 4 介護予防居宅療養管理指導費
- 5 介護予防通所リハビリテーション費
- 6 介護予防短期入所生活介護費
- 7 介護予防短期入所療養介護費
 - イ 介護老人保健施設における介護予防短期入所療養介護費
 - ロ 療養病床を有する病院における介護予防短期入所療養介護費
 - ハ 診療所における介護予防短期入所療養介護費
- ニ（削除）
- ホ 介護医療院における介護予防短期入所療養介護費
- 8 介護予防特定施設入居者生活介護費
- 9 介護予防福祉用具貸与費

II 指定介護予防支援介護給付費単位数の算定構造

介護予防支援費

I 指定介護予防サービス介護給付費単位数の算定構造

1 介護予防訪問入浴介護費

基本部分	注 高齢者虐待防止措置未実施減算	注 業務経統計面未策定減算	注 介護職員2人が行った場合	注 全身入浴が困難で、清拭又は部分浴を実施した場合	注 事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	注 特別地域介護予防訪問入浴介護加算	注 中山間地域等における小規模事業所加算	注 中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算
イ 介護予防訪問入浴介護費 (1回につき 856単位)	-1/100	-1/100	×95/100	×90/100	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90/100 事業所と同一建物の利用者の利用者50人以上にサービスを行う場合 ×85/100	+15/100	+10/100	+5/100
ロ 初回加算 (1月につき +200単位)								
ハ 認知症専門ケア加算	(1) 認知症専門ケア加算(Ⅰ) (1日につき +3単位) (2) 認知症専門ケア加算(Ⅱ) (1日につき +4単位)							
ニ サービス提供体制強化加算	(1) サービス提供体制強化加算(Ⅰ) (1回につき +44単位) (2) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1回につき +36単位) (3) サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (1回につき +12単位)							
ホ 介護職員等処遇改善加算	注 所定単位は、イからニまでにより算定した単位数の合計 (1) 介護職員等処遇改善加算(Ⅰ) — (1月につき +所定単位×100/1000) (2) 介護職員等処遇改善加算(Ⅱ) — (1月につき +所定単位×94/1000) (3) 介護職員等処遇改善加算(Ⅲ) — (1月につき +所定単位×79/1000) (4) 介護職員等処遇改善加算(Ⅳ) — (1月につき +所定単位×63/1000) (一) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(1) — (1月につき +所定単位×89/1000) (二) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(2) — (1月につき +所定単位×84/1000) (三) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(3) — (1月につき +所定単位×83/1000) (四) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(4) — (1月につき +所定単位×78/1000) (五) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(5) — (1月につき +所定単位×73/1000) (六) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(6) — (1月につき +所定単位×67/1000) (七) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(7) — (1月につき +所定単位×65/1000) (八) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(8) — (1月につき +所定単位×68/1000) (九) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(9) — (1月につき +所定単位×59/1000) (十) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(10) — (1月につき +所定単位×54/1000) (十一) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(11) — (1月につき +所定単位×52/1000) (十二) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(12) — (1月につき +所定単位×48/1000) (十三) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(13) — (1月につき +所定単位×44/1000) (十四) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(14) — (1月につき +所定単位×33/1000)							

：「特別地域介護予防訪問入浴介護加算」、「中山間地域等における小規模事業所加算」、「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」、「サービス提供体制強化加算」及び「介護職員等処遇改善加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目

「事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合」を適用する場合は、支給限度基準額の算定の際、当該減算前の単位数を算入

※ 業務経統計面未策定減算については令和7年4月1日から適用する。

※ 「介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)」については、令和7年3月31日まで算定可能。

【脚注】

1. 単位数算定記号の説明

+〇〇単位 ⇒ 所定単位数 + 〇〇単位
 -〇〇単位 ⇒ 所定単位数 - 〇〇単位
 ×〇〇/100 ⇒ 所定単位数 × 〇〇/100
 +〇〇/100 ⇒ 所定単位数 + 所定単位数×〇〇/100
 -〇〇/100 ⇒ 所定単位数 - 所定単位数×〇〇/100

2 介護予防訪問看護費

基本部分		注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注															
管理費の算出		注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注															
イ 指定介護予防助費 管理サービスへの 付帯費	(1) 20分未満 ※同一施設上、20分以上の保護期間又は管理期間による 期間を行った場合は算入不可	×90/100	[10分単位] 0分	[10分単位] 0分	[10分単位] 0分	[10分単位] 0分	[10分単位] 0分	[10分単位] 0分	[10分単位] 0分	[10分単位] 0分	[10分単位] 0分	[10分単位] 0分	[10分単位] 0分															
	(2) 30分未満													[10分単位] 0分	[10分単位] 0分	[10分単位] 0分	[10分単位] 0分	[10分単位] 0分	[10分単位] 0分	[10分単位] 0分	[10分単位] 0分							
	(3) 30分以上1時間未満																					[10分単位] 0分	[10分単位] 0分	[10分単位] 0分	[10分単位] 0分	[10分単位] 0分	[10分単位] 0分	[10分単位] 0分
	(4) 1時間以上1時間30分未満																											
(5) 1時間30分以上2時間未満	[10分単位] 0分	[10分単位] 0分	[10分単位] 0分	[10分単位] 0分	[10分単位] 0分	[10分単位] 0分																						
(6) 2時間以上2時間30分未満							[10分単位] 0分	[10分単位] 0分	[10分単位] 0分	[10分単位] 0分	[10分単位] 0分	[10分単位] 0分																
(7) 2時間30分以上3時間未満													[10分単位] 0分	[10分単位] 0分	[10分単位] 0分	[10分単位] 0分	[10分単位] 0分	[10分単位] 0分										
(8) 3時間以上3時間30分未満																			[10分単位] 0分	[10分単位] 0分	[10分単位] 0分	[10分単位] 0分	[10分単位] 0分	[10分単位] 0分				
(9) 3時間30分以上4時間未満	[10分単位] 0分	[10分単位] 0分	[10分単位] 0分	[10分単位] 0分	[10分単位] 0分	[10分単位] 0分																						
(10) 4時間以上4時間30分未満							[10分単位] 0分	[10分単位] 0分	[10分単位] 0分	[10分単位] 0分	[10分単位] 0分	[10分単位] 0分																
(11) 4時間30分以上5時間未満													[10分単位] 0分	[10分単位] 0分	[10分単位] 0分	[10分単位] 0分	[10分単位] 0分	[10分単位] 0分										
(12) 5時間以上5時間30分未満																			[10分単位] 0分	[10分単位] 0分	[10分単位] 0分	[10分単位] 0分	[10分単位] 0分	[10分単位] 0分				
(13) 5時間30分以上6時間未満	[10分単位] 0分	[10分単位] 0分	[10分単位] 0分	[10分単位] 0分	[10分単位] 0分	[10分単位] 0分																						
(14) 6時間以上6時間30分未満							[10分単位] 0分	[10分単位] 0分	[10分単位] 0分	[10分単位] 0分	[10分単位] 0分	[10分単位] 0分																
(15) 6時間30分以上7時間未満													[10分単位] 0分	[10分単位] 0分	[10分単位] 0分	[10分単位] 0分	[10分単位] 0分	[10分単位] 0分										
(16) 7時間以上7時間30分未満																			[10分単位] 0分	[10分単位] 0分	[10分単位] 0分	[10分単位] 0分	[10分単位] 0分	[10分単位] 0分				
(17) 7時間30分以上8時間未満	[10分単位] 0分	[10分単位] 0分	[10分単位] 0分	[10分単位] 0分	[10分単位] 0分	[10分単位] 0分																						
(18) 8時間以上8時間30分未満							[10分単位] 0分	[10分単位] 0分	[10分単位] 0分	[10分単位] 0分	[10分単位] 0分	[10分単位] 0分																
(19) 8時間30分以上9時間未満													[10分単位] 0分	[10分単位] 0分	[10分単位] 0分	[10分単位] 0分	[10分単位] 0分	[10分単位] 0分										
(20) 9時間以上9時間30分未満																			[10分単位] 0分	[10分単位] 0分	[10分単位] 0分	[10分単位] 0分	[10分単位] 0分	[10分単位] 0分				
(21) 9時間30分以上10時間未満	[10分単位] 0分	[10分単位] 0分	[10分単位] 0分	[10分単位] 0分	[10分単位] 0分	[10分単位] 0分																						
(22) 10時間以上10時間30分未満							[10分単位] 0分	[10分単位] 0分	[10分単位] 0分	[10分単位] 0分	[10分単位] 0分	[10分単位] 0分																
(23) 10時間30分以上11時間未満													[10分単位] 0分	[10分単位] 0分	[10分単位] 0分	[10分単位] 0分	[10分単位] 0分	[10分単位] 0分										
(24) 11時間以上11時間30分未満																			[10分単位] 0分	[10分単位] 0分	[10分単位] 0分	[10分単位] 0分	[10分単位] 0分	[10分単位] 0分				
(25) 11時間30分以上12時間未満	[10分単位] 0分	[10分単位] 0分	[10分単位] 0分	[10分単位] 0分	[10分単位] 0分	[10分単位] 0分																						
(26) 12時間以上12時間30分未満							[10分単位] 0分	[10分単位] 0分	[10分単位] 0分	[10分単位] 0分	[10分単位] 0分	[10分単位] 0分																
(27) 12時間30分以上13時間未満													[10分単位] 															

3 介護予防訪問リハビリテーション費

[illegible]

4 介護予防居宅療養管理指導費

基本部分			注	特別な取扱いを受ける 特別な管理費管理費 加算	注 中山間地域等に おける復興事業 加算	注 中山間地域等に おける災害対策 への取組加算			
4 建設の行う場合 (大22第5項)	(1) 内務省指定管理費 管理費加算率「1」 (大22第6項)	(一) 第一種特別指定者1人に於いて行う 場合 <u>1000000円</u>	注 特別な取扱いの事業が行われている地区の 特別な取扱いを受ける地区を勘案し、 当該事業の取組に関する必要となる 管理費加算率の決定 +100単位	<u>中山間地域等 における復興事業 加算</u> <u>1000000円</u>	<u>中山間地域等に おける災害対策 への取組加算</u> <u>1000000円</u>				
		(二) 第一種特別指定者2人以上より行う に於いて行う場合 <u>1000000円</u>							
		(三) (一)及び(二)以外の場合 <u>1000000円</u>							
		(四) 第一種特別指定者2人以上より行う 場合 <u>1000000円</u>							
		(2) 内務省指定管理費 管理費加算率「2」 (在庁外特別指定 管理費に当該特別 指定者管理費の 加算率を算定す る場合)					(一) 第一種特別指定者1人に於いて行う 場合 <u>1000000円</u>		
							(二) 第一種特別指定者2人以上より行う に於いて行う場合 <u>1000000円</u>		
	(三) (一)及び(二)以外の場合 <u>1000000円</u>								
	(2) 建設設備の行う場合 (大22第6項)	(1) 第一種特別指定者1人に於いて行う場合 <u>1000000円</u>					+15/100	+10/100	+5/100
		(2) 第一種特別指定者2人以上より行うに於いて行う場合 <u>1000000円</u>							
		(3) (1)及び(2)以外の場合 <u>1000000円</u>							
6 築削の行う場合	(1) 築削又は築削後の 築削後の行われる 築削後の行われる (大22第7項)	(一) 第一種特別指定者1人に於いて行う 場合 <u>1000000円</u>	注 特別な取扱いの事業が行われている地区の 特別な取扱いを受ける地区を勘案し、 当該事業の取組に関する必要となる 管理費加算率の決定 +100単位	<u>中山間地域等 における復興事業 加算</u> <u>1000000円</u>	<u>中山間地域等に おける災害対策 への取組加算</u> <u>1000000円</u>				
		(二) 第一種特別指定者2人以上より行う に於いて行う場合 <u>1000000円</u>							
		(三) (一)及び(二)以外の場合 <u>1000000円</u>							
		(四) 第一種特別指定者1人に於いて行う 場合 <u>1000000円</u>							
		(五) 第一種特別指定者2人以上より行う に於いて行う場合 <u>1000000円</u>							
		(6) 第一種特別指定者1人に於いて行う 場合 <u>1000000円</u>							
	(2) 築削の建設設備の行われる (大22第8項)	(一) 第一種特別指定者1人に於いて行う 場合 <u>1000000円</u>					+15/100	+10/100	+5/100
		(二) 第一種特別指定者2人以上より行う に於いて行う場合 <u>1000000円</u>							
		(三) (一)及び(二)以外の場合 <u>1000000円</u>							
		(四) 第一種特別指定者1人に於いて行う 場合 <u>1000000円</u>							
(2) 築削の建設設備の行われる (大22第9項)	(1) 第一種特別指定者1人に於いて行う場合 <u>1000000円</u>	+15/100	+10/100	+5/100					
	(2) 第一種特別指定者2人以上より行うに於いて行う場合 <u>1000000円</u>								
	(3) (1)及び(2)以外の場合 <u>1000000円</u>								
8 築削の行う場合 (大22第10項)	(1) 第一種特別指定者1人に於いて行う場合 <u>1000000円</u>	+15/100	+10/100	+5/100					
	(2) 第一種特別指定者2人以上より行うに於いて行う場合 <u>1000000円</u>								
	(3) (1)及び(2)以外の場合 <u>1000000円</u>								

※ ハパ(一)に(三)五について、がん末期の患者、中心臓常態患者及び心不全や呼吸不全や脳血管障害を併発する患者については、週2回かつ月8回算定である。

5 介護予防通所リハビリテーション費

基本部分			注 要配慮高齢者 障害者受入加算	注 業務原価統計面未 定減算	注 利用者の数が利 用定員を超える 場合	注 医師、理学療法 士・作業療法士・ 言語聴覚士、看護 士・介護職員の 員数が基準に満 たない場合	注 中山間地域等に 居住する者への サービス提供加 算	注 生活行為向上リ ハビリテーション 実施加算	注 若年性認知症利 用者受入加算	注 事業所と同一建 物に居住する者 又は同一建物か ら利用する者に 介護予防通所リ ハビリテーションを 行う場合	注 利用を開始した 日の属する月か ら起算して12月 を超えた期間に 介護予防通所リ ハビリテーションを 行った場合、(注 を要しない事 例)
イ 介護予防通所 リハビリテーション費 (1月につき)	病院又は診療所の場合	要支援1	=1/100	=1/100	×70/100	×70/100	+5/100	利用開始日の属 する月から6月 以内 1月につき +562単位	1月につき +240単位	-376単位	-120単位
		要支援2								-752単位	-240単位
	介護老人保健施設の場合	要支援1								-376単位	-120単位
		要支援2								-752単位	-240単位
	介護医療院の場合	要支援1								-376単位	-120単位
		要支援2								-752単位	-240単位
ロ 退院時共同指導加算			(1回につき、600単位)								
ハ 栄養アセスメント加算			(1月につき、50単位を加算)								
ニ 栄養改善加算			(1月につき、200単位を加算)								
ホ ロ腔・栄養スク リーニング加算	(1) ロ腔・栄養スクリーニング加算(Ⅰ)(1回につき、20単位を加算(6月に1回を限度))										
	(2) ロ腔・栄養スクリーニング加算(Ⅱ)(1回につき、5単位を加算(6月に1回を限度))										
ヘ ロ腔機能向上 加算	(1) ロ腔機能向上加算(Ⅰ)	(1月につき、150単位を加算)									
	(2) ロ腔機能向上加算(Ⅱ)	(1月につき、160単位を加算)									
ト 一体的サービス提供加算			(1月につき、480単位を加算)								
チ 科学的介護推進体制加算			(1月につき、40単位を加算)								
リ サービス提供体 制強化加算	(1) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	要支援1 (1月につき、88単位を加算) 要支援2 (1月につき、176単位を加算)									
	(2) サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	要支援1 (1月につき、72単位を加算) 要支援2 (1月につき、144単位を加算)									
	(3) サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	要支援1 (1月につき、24単位を加算) 要支援2 (1月につき、48単位を加算)									
	(4) サービス提供体制強化加算(Ⅳ)	要支援1 (1月につき、24単位を加算) 要支援2 (1月につき、48単位を加算)									
ロ サービス提供体 制強化加算	(1) 介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)	(1月につき、+所定単位×86/1000)	注 所定単位は、イからマまでにより算 定した単位数の合計								
	(2) 介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)	(1月につき、+所定単位×83/1000)									
	(3) 介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)	(1月につき、+所定単位×66/1000)									
	(4) 介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)	(1月につき、+所定単位×53/1000)									
	(5) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)	(1月につき、+所定単位×76/1000)									
	(6) 介護職員等処遇改善加算(Ⅵ)	(1月につき、+所定単位×73/1000)									
	(7) 介護職員等処遇改善加算(Ⅶ)	(1月につき、+所定単位×73/1000)									
	(8) 介護職員等処遇改善加算(Ⅷ)	(1月につき、+所定単位×70/1000)									
	(9) 介護職員等処遇改善加算(Ⅸ)	(1月につき、+所定単位×63/1000)									
	(10) 介護職員等処遇改善加算(Ⅹ)	(1月につき、+所定単位×60/1000)									
	(11) 介護職員等処遇改善加算(Ⅺ)	(1月につき、+所定単位×58/1000)									
	(12) 介護職員等処遇改善加算(Ⅻ)	(1月につき、+所定単位×56/1000)									
	(13) 介護職員等処遇改善加算(Ⅼ)	(1月につき、+所定単位×55/1000)									
	(14) 介護職員等処遇改善加算(Ⅽ)	(1月につき、+所定単位×48/1000)									
	(15) 介護職員等処遇改善加算(Ⅾ)	(1月につき、+所定単位×43/1000)									
	(16) 介護職員等処遇改善加算(Ⅿ)	(1月につき、+所定単位×45/1000)									
	(17) 介護職員等処遇改善加算(ⅰ)	(1月につき、+所定単位×38/1000)									
	(18) 介護職員等処遇改善加算(ⅱ)	(1月につき、+所定単位×28/1000)									
	(19) 介護職員等処遇改善加算(ⅲ)	(1月につき、+所定単位×28/1000)									
	(20) 介護職員等処遇改善加算(ⅳ)	(1月につき、+所定単位×28/1000)									
	(21) 介護職員等処遇改善加算(ⅴ)	(1月につき、+所定単位×28/1000)									
	(22) 介護職員等処遇改善加算(ⅵ)	(1月につき、+所定単位×28/1000)									
	(23) 介護職員等処遇改善加算(ⅶ)	(1月につき、+所定単位×28/1000)									
	(24) 介護職員等処遇改善加算(ⅷ)	(1月につき、+所定単位×28/1000)									
：「事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者に介護予防通所リハビリテーションを行う場合」、「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」、「サービス提供体制強化加算」及び「介護職員等処遇改善加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目											
※ 業務原価統計面未定減算については、感染症の予防及びまん延の防止のための指針の整備及び非常災害に関する具体的計画の策定を行っている場合には、令和7年3月31日までの間適用しない。											
※ 介護職員等処遇改善加算(ⅴ)については、令和7年3月31日まで算定可能。											

6 介護予防短期入所生活介護費

基本部分				注		注		注		注		注		注		注		注		注		注	
				連続31日以上の介護予防短期入所生活介護を行った場合		夜間を行う職員の数及び介護職員の高齢化率を定めた場合		利用者の数及び介護職員の高齢化率を定めた場合		介護・看護職員の員数が標準に達しない場合		実働のユニット・リーダー・ケアユニット毎に配置しているケアユニットケアにおける体制の確保等がある場合		身体拘束防止と措置の実施計画		高齢者虐待防止と措置の実施計画		業務継続計画策定減算		業務継続計画策定減算		介護予防短期入所生活介護を行う場合	
				生活施設職員配置加算(1)		生活施設職員配置加算(2)		生活施設職員配置加算(3)		生活施設職員配置加算(4)		生活施設職員配置加算(5)		生活施設職員配置加算(6)		生活施設職員配置加算(7)		生活施設職員配置加算(8)		機能訓練体制加算		個別機能訓練加算	
				認知症行動・心理症状緊急対応加算		認知症行動・心理症状緊急対応加算		認知症行動・心理症状緊急対応加算		認知症行動・心理症状緊急対応加算		認知症行動・心理症状緊急対応加算		認知症行動・心理症状緊急対応加算		認知症行動・心理症状緊急対応加算		認知症行動・心理症状緊急対応加算		認知症行動・心理症状緊急対応加算		認知症行動・心理症状緊急対応加算	
				若年性認知症利用者受入加算		若年性認知症利用者受入加算		若年性認知症利用者受入加算		若年性認知症利用者受入加算		若年性認知症利用者受入加算		若年性認知症利用者受入加算		若年性認知症利用者受入加算		若年性認知症利用者受入加算		若年性認知症利用者受入加算		若年性認知症利用者受入加算	
				利用者に対し支援を行う場合		利用者に対し支援を行う場合		利用者に対し支援を行う場合		利用者に対し支援を行う場合		利用者に対し支援を行う場合		利用者に対し支援を行う場合		利用者に対し支援を行う場合		利用者に対し支援を行う場合		利用者に対し支援を行う場合		利用者に対し支援を行う場合	
イ 介護予防短期入所生活介護費 (1日につき)	(1) 単独型介護予防短期入所生活介護費	(一) 単独型介護予防短期入所生活介護費(1)	要支援1 (479 単位)	442単位																			
		(二) 単独型介護予防短期入所生活介護費(2)	要支援2 (596 単位)	548単位																			
		(一) 併設型介護予防短期入所生活介護費(1)	要支援1 (451 単位)	442単位																			
		(二) 併設型介護予防短期入所生活介護費(2)	要支援2 (561 単位)	548単位																			
	(2) 併設型介護予防短期入所生活介護費	(一) 併設型介護予防短期入所生活介護費(1)	要支援1 (451 単位)	442単位																			
		(二) 併設型介護予防短期入所生活介護費(2)	要支援2 (561 単位)	548単位																			
		(一) 単独型ユニタリ型介護予防短期入所生活介護費(ユニタリ型)	要支援1 (561 単位)	503単位																			
		(二) 併設型ユニタリ型介護予防短期入所生活介護費(ユニタリ型)	要支援2 (681 単位)	623単位																			
ロ ユニタリ型介護予防短期入所生活介護費 (1日につき)	(1) 単独型ユニタリ型介護予防短期入所生活介護費	(一) 単独型ユニタリ型介護予防短期入所生活介護費(ユニタリ型)	要支援1 (561 単位)	503単位																			
		(二) 併設型ユニタリ型介護予防短期入所生活介護費(ユニタリ型)	要支援2 (681 単位)	623単位																			
		(一) 併設型ユニタリ型介護予防短期入所生活介護費(ユニタリ型)	要支援1 (529 単位)	503単位																			
		(二) 併設型ユニタリ型介護予防短期入所生活介護費(ユニタリ型)	要支援2 (646 単位)	623単位																			
	(2) 併設型ユニタリ型介護予防短期入所生活介護費	(一) 併設型ユニタリ型介護予防短期入所生活介護費(ユニタリ型)	要支援1 (529 単位)	503単位																			
		(二) 併設型ユニタリ型介護予防短期入所生活介護費(ユニタリ型)	要支援2 (646 単位)	623単位																			
		(一) 併設型ユニタリ型介護予防短期入所生活介護費(ユニタリ型)	要支援1 (529 単位)	503単位																			
		(二) 併設型ユニタリ型介護予防短期入所生活介護費(ユニタリ型)	要支援2 (646 単位)	623単位																			

ハ ロ機能強化加算
(1日につき +50単位(1月に100単位を限度))

ニ 療養加算
(1日につき 8単位を加算(1日に30単位を限度))

ホ 認知症専門ケア加算
(1) 認知症専門ケア加算(Ⅰ) (1日につき 3単位を加算)
(2) 認知症専門ケア加算(Ⅱ) (1日につき 4単位を加算)

ヘ 生産性向上推進体制加算
(1) 生産性向上推進体制加算(Ⅰ) (1月につき 100単位を加算)
(2) 生産性向上推進体制加算(Ⅱ) (1月につき 10単位を加算)

ト サービス提供体制強化加算
(1) サービス提供体制強化加算(Ⅰ) (1日につき 22単位を加算)
(2) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1日につき 18単位を加算)
(3) サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (1日につき 6単位を加算)

サービス提供体制強化加算	サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	サービス提供体制強化加算(Ⅰ) (1日につき 22単位を加算)	サービス提供体制強化加算(Ⅰ) (1日につき 22単位を加算)
		サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1日につき 18単位を加算)	サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1日につき 18単位を加算)
		サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (1日につき 6単位を加算)	サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (1日につき 6単位を加算)
		サービス提供体制強化加算(Ⅳ) (1日につき 6単位を加算)	サービス提供体制強化加算(Ⅳ) (1日につき 6単位を加算)
		サービス提供体制強化加算(Ⅴ) (1日につき 6単位を加算)	サービス提供体制強化加算(Ⅴ) (1日につき 6単位を加算)
		サービス提供体制強化加算(Ⅵ) (1日につき 6単位を加算)	サービス提供体制強化加算(Ⅵ) (1日につき 6単位を加算)
		サービス提供体制強化加算(Ⅶ) (1日につき 6単位を加算)	サービス提供体制強化加算(Ⅶ) (1日につき 6単位を加算)
		サービス提供体制強化加算(Ⅷ) (1日につき 6単位を加算)	サービス提供体制強化加算(Ⅷ) (1日につき 6単位を加算)
		サービス提供体制強化加算(Ⅸ) (1日につき 6単位を加算)	サービス提供体制強化加算(Ⅸ) (1日につき 6単位を加算)
		サービス提供体制強化加算(Ⅹ) (1日につき 6単位を加算)	サービス提供体制強化加算(Ⅹ) (1日につき 6単位を加算)
		サービス提供体制強化加算(Ⅺ) (1日につき 6単位を加算)	サービス提供体制強化加算(Ⅺ) (1日につき 6単位を加算)
		サービス提供体制強化加算(Ⅻ) (1日につき 6単位を加算)	サービス提供体制強化加算(Ⅻ) (1日につき 6単位を加算)
		サービス提供体制強化加算(Ⅼ) (1日につき 6単位を加算)	サービス提供体制強化加算(Ⅼ) (1日につき 6単位を加算)
		サービス提供体制強化加算(Ⅽ) (1日につき 6単位を加算)	サービス提供体制強化加算(Ⅽ) (1日につき 6単位を加算)
		サービス提供体制強化加算(Ⅾ) (1日につき 6単位を加算)	サービス提供体制強化加算(Ⅾ) (1日につき 6単位を加算)
		サービス提供体制強化加算(Ⅿ) (1日につき 6単位を加算)	サービス提供体制強化加算(Ⅿ) (1日につき 6単位を加算)
		サービス提供体制強化加算(ⅰ) (1日につき 6単位を加算)	サービス提供体制強化加算(ⅰ) (1日につき 6単位を加算)
		サービス提供体制強化加算(ⅱ) (1日につき 6単位を加算)	サービス提供体制強化加算(ⅱ) (1日につき 6単位を加算)
		サービス提供体制強化加算(ⅲ) (1日につき 6単位を加算)	サービス提供体制強化加算(ⅲ) (1日につき 6単位を加算)
		サービス提供体制強化加算(ⅳ) (1日につき 6単位を加算)	サービス提供体制強化加算(ⅳ) (1日につき 6単位を加算)
		サービス提供体制強化加算(ⅴ) (1日につき 6単位を加算)	サービス提供体制強化加算(ⅴ) (1日につき 6単位を加算)
		サービス提供体制強化加算(ⅵ) (1日につき 6単位を加算)	サービス提供体制強化加算(ⅵ) (1日につき 6単位を加算)
		サービス提供体制強化加算(ⅶ) (1日につき 6単位を加算)	サービス提供体制強化加算(ⅶ) (1日につき 6単位を加算)

※ 「サービス提供体制強化加算」及び「介護職員処遇改善加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目
※ 身体拘束禁止未実施減算については令和7年4月1日から適用
※ 業務継続計画未策定減算については、感染症の予防及びまん延の防止のための指針の整備及び非常災害に関する具体的計画の策定を行っている場合には、令和7年3月31日までの期間適用しない。
※ サービス提供体制強化加算(ⅴ)については、令和7年2月21日まで適用可能。

イ 介護老人保健施設における介護予防短期入所療養介護費

※ 身体同乗戻上未実施減算については令和7年4月1日から適用する。

[illegible]

ハ 診療所における介護予防短期入所療養介護費

基本部分				注	注	注	注	注	注	注	注	注		
				利用者の数及び入院患者の数の合計数が入院患者の定員を超える場合	身体拘束廃止未実施減算	高齢者虐待防止措置未実施減算	業務継続計画未策定減算	常勤のユニットリーダーをユニット毎に配置していない等ユニットケアにおける体制が未整備である場合	廊下幅が設備基準を満たさない場合	食堂を有しない場合	認知症行動・心理症状緊急対応加算	若年性認知症利用者受入加算	利用者に対して送迎を行う場合	
(1) 診療所介護予防短期入所療養介護費 (1日につき)	(一) 診療所介護予防短期入所療養介護費(Ⅰ)	a 診療所介護予防短期入所療養介護費(ⅰ) 〈従来型個室〉	要支援1 (530 単位) 要支援2 (666 単位)	×70/100	-1/100	-1/100	-1/100	診療所設備基準減算 1日につき -60単位	1日につき -25単位	1日につき +200単位 (7日間を限度)	1日につき +120単位	片道につき +184単位		
		b 診療所介護予防短期入所療養介護費(ⅱ) 〈療養機能強化型A〉 〈従来型個室〉	要支援2 (693 単位)											
		c 診療所介護予防短期入所療養介護費(ⅲ) 〈療養機能強化型B〉 〈従来型個室〉	要支援1 (549 単位) 要支援2 (684 単位)											
		d 診療所介護予防短期入所療養介護費(ⅳ) 〈多床室〉	要支援1 (589 単位) 要支援2 (747 単位)											
		e 診療所介護予防短期入所療養介護費(ⅴ) 〈療養機能強化型A〉 〈多床室〉	要支援1 (623 単位) 要支援2 (780 単位)											
		f 診療所介護予防短期入所療養介護費(ⅵ) 〈療養機能強化型B〉 〈多床室〉	要支援1 (612 単位) 要支援2 (769 単位)											
	(二) 診療所介護予防短期入所療養介護費(Ⅱ)	a 診療所介護予防短期入所療養介護費(ⅰ) 〈従来型個室〉	要支援1 (471 単位) 要支援2 (588 単位)										×97/100	
		b 診療所介護予防短期入所療養介護費(ⅱ) 〈多床室〉	要支援1 (537 単位) 要支援2 (678 単位)											
	(2) ユニット型診療所介護予防短期入所療養介護費 (1日につき)	(一) ユニット型診療所介護予防短期入所療養介護費(Ⅰ) 〈ユニット型個室〉	要支援1 (616 単位) 要支援2 (775 単位)											
		(二) ユニット型診療所介護予防短期入所療養介護費(Ⅱ) 〈療養機能強化型A〉 〈ユニット型個室〉	要支援1 (643 単位) 要支援2 (804 単位)											
		(三) ユニット型診療所介護予防短期入所療養介護費(Ⅲ) 〈療養機能強化型B〉 〈ユニット型個室〉	要支援1 (634 単位) 要支援2 (793 単位)											
		(四) 経過のユニット型診療所介護予防短期入所療養介護費(Ⅰ) 〈ユニット型個室の多床室〉	要支援1 (616 単位) 要支援2 (775 単位)											
		(五) 経過のユニット型診療所介護予防短期入所療養介護費(Ⅱ) 〈療養機能強化型A〉 〈ユニット型個室の多床室〉	要支援1 (643 単位) 要支援2 (804 単位)											
		(六) 経過のユニット型診療所介護予防短期入所療養介護費(Ⅲ) 〈療養機能強化型B〉 〈ユニット型個室の多床室〉	要支援1 (634 単位) 要支援2 (793 単位)											

(3) 口腔連携強化加算 (1回につき +50単位(1月に1回を限度))

(4) 療養食加算 (1回につき 8単位を加算(1日に3回を限度))

(5) 認知症専門ケア加算 (一)認知症専門ケア加算(Ⅰ) (1日につき 3単位を加算)
(二)認知症専門ケア加算(Ⅱ) (1日につき 4単位を加算)

(6) 特定診療費

(7) 生産性向上推進体制加算 (一) 生産性向上推進体制加算(Ⅰ) (1月につき 100単位を加算)
(二) 生産性向上推進体制加算(Ⅱ) (1月につき 10単位を加算)

(8) サービス提供体制強化加算 (一) サービス提供体制強化加算(Ⅰ) (1日につき 22単位を加算)
(二) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1日につき 18単位を加算)
(三) サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (1日につき 6単位を加算)

(9) 介護職員等処遇改善加算	(一) 介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)	(1月につき +所定単位×51/10000)	注 所定単位は、(1)から(8)までにより算定した単位数の合計
	(二) 介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)	(1月につき +所定単位×47/10000)	
	(三) 介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)	(1月につき +所定単位×36/10000)	
	(四) 介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)	(1月につき +所定単位×29/10000)	
	a 介護職員等処遇改善加算(V)(1)	(1月につき +所定単位×46/10000)	
	b 介護職員等処遇改善加算(V)(2)	(1月につき +所定単位×44/10000)	
	c 介護職員等処遇改善加算(V)(3)	(1月につき +所定単位×42/10000)	
	d 介護職員等処遇改善加算(V)(4)	(1月につき +所定単位×40/10000)	
	e 介護職員等処遇改善加算(V)(5)	(1月につき +所定単位×39/10000)	
	f 介護職員等処遇改善加算(V)(6)	(1月につき +所定単位×35/10000)	
	g 介護職員等処遇改善加算(V)(7)	(1月につき +所定単位×35/10000)	
	h 介護職員等処遇改善加算(V)(8)	(1月につき +所定単位×31/10000)	
	i 介護職員等処遇改善加算(V)(9)	(1月につき +所定単位×31/10000)	
	j 介護職員等処遇改善加算(V)(10)	(1月につき +所定単位×30/10000)	
	k 介護職員等処遇改善加算(V)(11)	(1月につき +所定単位×24/10000)	
	l 介護職員等処遇改善加算(V)(12)	(1月につき +所定単位×26/10000)	
	m 介護職員等処遇改善加算(V)(13)	(1月につき +所定単位×20/10000)	
	n 介護職員等処遇改善加算(V)(14)	(1月につき +所定単位×15/10000)	
	(五) 介護職員等処遇改善加算(V)	(1月につき +所定単位×15/10000)	
	(六) 介護職員等処遇改善加算(V)	(1月につき +所定単位×15/10000)	
	(七) 介護職員等処遇改善加算(V)	(1月につき +所定単位×15/10000)	
	(八) 介護職員等処遇改善加算(V)	(1月につき +所定単位×15/10000)	
	(九) 介護職員等処遇改善加算(V)	(1月につき +所定単位×15/10000)	
	(十) 介護職員等処遇改善加算(V)	(1月につき +所定単位×15/10000)	

※ 「特定診療費」、「サービス提供体制強化加算」及び「介護職員等処遇改善加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目

※ 身体拘束廃止未実施減算については令和7年4月1日から適用する。

※ 業務継続計画未策定減算については、感染症の予防及びまん延の防止のための指針の整備及び非常災害に関する具体的計画の策定を行っている場合には、令和7年3月31日までの間適用し

※ 介護職員等処遇改善加算(V)については、令和7年3月31日まで算定可能。

[illegible]

8 介護予防特定施設入居者生活介護費

[illegible][illegible]

- ※ 原価額 要支援1 5,032単位
要支援2 10,531単位
- ※ 身体拘束廃止未実施減算については、口を算定する場合は、令和7年4月1日から適用する。
- ※ 業務継続計画未策定減算については、感染症の予防及び被災延の防止のための指針の整備及び非常災害に関する具体的計画の策定を行っている場合には、令和7年3月31日までの期間適用しない。
- ※ 令和7年度計画未策定減算(V)については、令和7年3月31日まで適用期間。

9 介護予防福祉用具貸与費

[illegible]

□：「特別地域介護予防福祉用具貸与加算」、「中山間地域等における小規模事業所加算」及び「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」は、文部科学省管理の対象外となる算定項目

- ※ 要文書1とは要文書2の者については、重い、重い付属品、特務税台、特務税台付属品、床ずれ防止用具、体位変換器、認知症老人徘徊感知器、移動用リフト、自動歩行装置等を算定しない。(ただし、別に厚生労働大臣が定める状態にある者を除く)。

Ⅱ 指定介護予防支援介護給付費単位数の算定構造

介護予防支援費

基本部分		注 高齢者虐待防止措置 未実施減算	注 業務継続計画未策定 減算	注 特別地域介護予防 支援加算	注 中山間地域等におけ る小規模事業所加算	注 中山間地域等に居住 する者へのサービス提 供加算
イ 介護予防支援費 (1月につき)	(1)介護予防支援費(Ⅰ) (地域包括支援センターが行う場合) (442単位)	-1/100	-1/100			
	(2)介護予防支援費(Ⅱ) (指定居宅介護支援事業者が行う場合) (472単位)					
ロ 初回加算 (1月につき +300単位)				+15/100	+10/100	+5/100
ハ 委託連携加算 (イ(1)を算定する場合のみ算定) (+300単位)						

※ 業務継続計画未策定減算については令和7年4月1日から適用する。

介護報酬の算定構造

地域密着型サービス

: 令和6年6月改定箇所

I 指定地域密着型サービス介護給付費単位数の算定構造

- 1 定期巡回・随時対応型訪問介護看護費
- 2 夜間対応型訪問介護費
- 2-2 地域密着型通所介護費
- 3 認知症対応型通所介護費
- 4 小規模多機能型居宅介護費
- 5 認知症対応型共同生活介護費
- 6 地域密着型特定施設入居者生活介護費
- 7 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
- 8 複合型サービス費

II 指定地域密着型介護予防サービス介護給付費単位数の算定構造

- 1 介護予防認知症対応型通所介護費
- 2 介護予防小規模多機能型居宅介護費
- 3 介護予防認知症対応型共同生活介護費

1 定期巡回・随时対応型訪問介護看護費

地域 1

2 夜間対応型訪問介護費

基本部分		注 高齢者虐待 防止措置未 実施減算	注 業務継続計 画未策定減 算	注 24時間通報 対応加算	注 事業所と同一 建物の利用者 又はこれ以外 の同一建物の 利用者20人 以上にサービ スを行う場合	注 特別地域夜間 対応型訪問介 護加算	注 中山間地域等 における小規 模事業所加算	注 中山間地域等 に居住する者 へのサービス 提供加算	
イ 夜間対応型訪問介護費(Ⅰ)	基本夜間対応型訪問介護費 (1月につき 989単位)	-1/100	-1/100	1月につき 610単位	事業所と同一 建物の利用者 又はこれ以外 の同一建物の 利用者20人 以上にサービ スを行う場合 ×90/100 事業所と同一 建物の利用者 50人以上に サービスを行う 場合 ×85/100	+15/100	+10/100	+5/100	
	定期巡回サービス費 (1回につき 372単位)								
	随時訪問サービス費(Ⅰ) (1回につき 567単位)								
	随時訪問サービス費(Ⅱ) (1回につき 764単位)								
ロ 夜間対応型訪問介護費(Ⅱ) (1月につき 2,702単位)									
ハ 認知症専門ケア加算	(1)イを算定する 場合(基本夜 間対応型訪問 介護費を除く)	(一)認知症専門ケア加算(Ⅰ) (1日につき +3単位)							
		(二)認知症専門ケア加算(Ⅱ) (1日につき +4単位)							
	(2)ロを算定する 場合	(一)認知症専門ケア加算(Ⅰ) (1月につき +90単位)							
		(二)認知症専門ケア加算(Ⅱ) (1月につき +120単位)							
ニ サービス提供体制強化加算	(1)イを算定する 場合(基本夜 間対応型訪問 介護費を除く)	(一)サービス提供体制強化加算(Ⅰ) (1回につき +22単位)							
		(二)サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1回につき +18単位)							
		(三)サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (1回につき +6単位)							
	(2)ロを算定する 場合	(一)サービス提供体制強化加算(Ⅰ) (1月につき +154単位)							
		(二)サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1月につき +126単位)							
		(三)サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (1月につき +42単位)							
ホ 介護職 員等処遇改 善加算	(1) 介護職員等処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +所定単位×245/1000)	注 所定単位は、イからニまでにより算定した単位 数の合計							
	(2) 介護職員等処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +所定単位×224/1000)								
	(3) 介護職員等処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき +所定単位×182/1000)								
	(4) 介護職員等処遇改善加算(Ⅳ) (1月につき +所定単位×145/1000)								
	(一)介護職員等処遇改善加算(V)(1) (1月につき +所定単位×221/1000)								
	(二)介護職員等処遇改善加算(V)(2) (1月につき +所定単位×208/1000)								
	(三)介護職員等処遇改善加算(V)(3) (1月につき +所定単位×200/1000)								
	(四)介護職員等処遇改善加算(V)(4) (1月につき +所定単位×187/1000)								
	(五)介護職員等処遇改善加算(V)(5) (1月につき +所定単位×184/1000)								
	(六)介護職員等処遇改善加算(V)(6) (1月につき +所定単位×163/1000)								
	(七)介護職員等処遇改善加算(V)(7) (1月につき +所定単位×163/1000)								
	(八)介護職員等処遇改善加算(V)(8) (1月につき +所定単位×158/1000)								
	(九)介護職員等処遇改善加算(V)(9) (1月につき +所定単位×142/1000)								
	(十)介護職員等処遇改善加算(V)(10) (1月につき +所定単位×139/1000)								
	(十一)介護職員等処遇改善加算(V)(11) (1月につき +所定単位×121/1000)								
	(十二)介護職員等処遇改善加算(V)(12) (1月につき +所定単位×118/1000)								
	(十三)介護職員等処遇改善加算(V)(13) (1月につき +所定単位×100/1000)								
	(十四)介護職員等処遇改善加算(V)(14) (1月につき +所定単位×76/1000)								

※ 業務継続計画未策定減算については令和7年4月1日から適用する。

※ 介護職員等処遇改善加算(V)については、令和7年3月31日まで算定可能。

[illegible]

[illegible]

※ 事業継続計画未定策定については、感染症の予防及びまん延の防止のための指針の整備及び非常災害に関する具体的計画の策定を行っている場合は、令和7年3月31日までの期間適用しない。

4 小規模多機能型居宅介護費

基本部分			身体拘束廃止 未実施減算	高齢者虐待防 止措置未実施 減算	業務経路計画 未策定減算	登録看護師が 登録定員を 超える場合 又は 従業者の員 数が基準に 満たない場合	遠くサービス に対する減算	特別地域・小規 模多機能型居 宅介護加算	中山間地域等 における小規 模事業所加算	中山間地域等 に居住する者 へのサービス 提供加算
イ 小規模多機能型居宅 介護費 (1月につき)	(1) 同一建物に居住する者以外の者に 対して行う場合	要介護1 (10,458 単位) 要介護2 (15,370 単位) 要介護3 (22,359 単位) 要介護4 (24,677 単位) 要介護5 (27,209 単位)	-1/100	-1/100	-1/100	×70/100	×70/100	×70/100	+15/100	+5/100
	(2) 同一建物に居住する者に対して 行う場合	要介護1 (9,423 単位) 要介護2 (13,849 単位) 要介護3 (20,144 単位) 要介護4 (22,233 単位) 要介護5 (24,516 単位)								
ロ 短期利用居宅介護費(1日につき)	要介護1 (572 単位) 要介護2 (640 単位) 要介護3 (709 単位) 要介護4 (777 単位) 要介護5 (843 単位)									
ハ 訪問加算 (イを算定する場合のみ算定)		(1日につき 30単位を加算)								
ニ 認知症加算 (イを算定する場合のみ算定)	(1) 認知症加算(I)	(1月につき 920単位を加算)								
	(2) 認知症加算(Ⅱ)	(1月につき 890単位を加算)								
	(3) 認知症加算(Ⅲ)	(1月につき 760単位を加算)								
	(4) 認知症加算(Ⅳ)	(1月につき 460単位を加算)								
ホ 認知症行動・心症状緊急対応加算(ロを算定する場合のみ算定)		(1日につき 200単位を加算(7日間を限度))								
ヘ 若年性認知症利用者受入加算 (イを算定する場合のみ算定)		(1月につき 800単位を加算)								
ト 看護職員配置加算 (イを算定する場合のみ算定)	(1) 看護職員配置加算(Ⅰ)	(1月につき 900単位を加算)								
	(2) 看護職員配置加算(Ⅱ)	(1月につき 700単位を加算)								
	(3) 看護職員配置加算(Ⅲ)	(1月につき 480単位を加算)								
チ 看取り連携体制加算 (イを算定する場合のみ算定)		(1日につき 64単位を加算)								
ツ 訪問併用強化加算 (イを算定する場合のみ算定)		(1月につき 1,000単位を加算)								
テ 総合マネジメント体制強化加算 (イを算定する場合のみ算定)	(1) 総合マネジメント体制強化加算(Ⅰ)	(1月につき 1,200単位を加算)								
	(2) 総合マネジメント体制強化加算(Ⅱ)	(1月につき 800単位を加算)								
ル 生活機能向上支援加算	(1) 生活機能向上支援加算(Ⅰ)	(1月につき +100単位)								
	(2) 生活機能向上支援加算(Ⅱ)	(1月につき +200単位)								
ヲ 口腔・栄養スクリーニング加算(イを算定する場合のみ算定)		(1月につき 20単位を加算(6月に1回を限度))								
ワ 科学的介護推進体制加算 (イを算定する場合のみ算定)		(1月につき 40単位を加算)								
カ 生産性向上支援体制加算	(1) 生産性向上支援体制加算(Ⅰ)	(1月につき 100単位を加算)								
	(2) 生産性向上支援体制加算(Ⅱ)	(1月につき 10単位を加算)								
コ サービス提供体制強化加算	(1) イを算定している場合	(一) サービス提供体制強化加算(Ⅰ) (1月につき 750単位を加算) (二) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1月につき 640単位を加算) (三) サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (1月につき 350単位を加算)								
	(2) ロを算定している場合	(一) サービス提供体制強化加算(Ⅰ) (1日につき 25単位を加算) (二) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1日につき 21単位を加算) (三) サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (1日につき 12単位を加算)								
※ 介護報酬改定後経過措置加算(VI)		(1月につき +所定単位数×149/100%)								
※ 介護報酬改定後経過措置加算(VII)		(1月につき +所定単位数×145/100%)								
※ 介護報酬改定後経過措置加算(VIII)		(1月につき +所定単位数×134/100%)								
※ 介護報酬改定後経過措置加算(IX)		(1月につき +所定単位数×108/100%)								
※ 介護報酬改定後経過措置加算(X)		(1月につき +所定単位数×102/100%)								
※ 介護報酬改定後経過措置加算(XI)		(1月につき +所定単位数×121/100%)								
※ 介護報酬改定後経過措置加算(XII)		(1月につき +所定単位数×159/100%)								
※ 介護報酬改定後経過措置加算(XIII)		(1月につき +所定単位数×118/100%)								
※ 介護報酬改定後経過措置加算(XIV)		(1月につき +所定単位数×104/100%)								
※ 介護報酬改定後経過措置加算(XV)		(1月につき +所定単位数×104/100%)								
※ 介護報酬改定後経過措置加算(XVI)		(1月につき +所定単位数×88/100%)								
※ 介護報酬改定後経過措置加算(XVII)		(1月につき +所定単位数×117/100%)								
※ 介護報酬改定後経過措置加算(XVIII)		(1月につき +所定単位数×110/100%)								
※ 介護報酬改定後経過措置加算(XIX)		(1月につき +所定単位数×71/100%)								
※ 介護報酬改定後経過措置加算(XX)		(1月につき +所定単位数×69/100%)								
※ 介護報酬改定後経過措置加算(XXI)		(1月につき +所定単位数×68/100%)								
※ 介護報酬改定後経過措置加算(XXII)		(1月につき +所定単位数×72/100%)								
※ 介護報酬改定後経過措置加算(XXIII)		(1月につき +所定単位数×56/100%)								
※ 介護報酬改定後経過措置加算(XXIV)		(1月につき +所定単位数×56/100%)								
※ 介護報酬改定後経過措置加算(XXV)		(1月につき +所定単位数×56/100%)								
※ 介護報酬改定後経過措置加算(XXVI)		(1月につき +所定単位数×56/100%)								
※ 介護報酬改定後経過措置加算(XXVII)		(1月につき +所定単位数×56/100%)								
※ 介護報酬改定後経過措置加算(XXVIII)		(1月につき +所定単位数×56/100%)								
※ 介護報酬改定後経過措置加算(XXIX)		(1月につき +所定単位数×56/100%)								
※ 介護報酬改定後経過措置加算(XXX)		(1月につき +所定単位数×56/100%)								
※ 介護報酬改定後経過措置加算(XXXI)		(1月につき +所定単位数×56/100%)								
※ 介護報酬改定後経過措置加算(XXXII)		(1月につき +所定単位数×56/100%)								
※ 介護報酬改定後経過措置加算(XXXIII)		(1月につき +所定単位数×56/100%)								
※ 介護報酬改定後経過措置加算(XXXIV)		(1月につき +所定単位数×56/100%)								
※ 介護報酬改定後経過措置加算(XXXV)		(1月につき +所定単位数×56/100%)								
※ 介護報酬改定後経過措置加算(XXXVI)		(1月につき +所定単位数×56/100%)								
※ 介護報酬改定後経過措置加算(XXXVII)		(1月につき +所定単位数×56/100%)								
※ 介護報酬改定後経過措置加算(XXXVIII)		(1月につき +所定単位数×56/100%)								
※ 介護報酬改定後経過措置加算(XXXIX)		(1月につき +所定単位数×56/100%)								
※ 介護報酬改定後経過措置加算(XXXX)		(1月につき +所定単位数×56/100%)								
※ 介護報酬改定後経過措置加算(XXXXI)		(1月につき +所定単位数×56/100%)								
※ 介護報酬改定後経過措置加算(XXXXII)		(1月につき +所定単位数×56/100%)								
※ 介護報酬改定後経過措置加算(XXXXIII)		(1月につき +所定単位数×56/100%)								
※ 介護報酬改定後経過措置加算(XXXXIV)		(1月につき +所定単位数×56/100%)								
※ 介護報酬改定後経過措置加算(XXXXV)		(1月につき +所定単位数×56/100%)								
※ 介護報酬改定後経過措置加算(XXXXVI)		(1月につき +所定単								

[illegible]

[illegible]

適用・適用外通知期間(「各規定する機会のみ適用」)		「その他」の適用外通知期間	
二 審判付合通知 (「各規定する機会のみ適用」)	(1)審判付合通知(1)	(1) 発付日(審判付)の日より30日以下 (1)以下(1) 2週間前を知らず	(1) 発付日(審判付)の日より30日以下 (1)以下(1) 2週間前を知らず
	(2)審判付合通知(2)	(1) 発付日(審判付)の日より30日以下 (1)以下(1) 2週間前を知らず	(1) 発付日(審判付)の日より30日以下 (1)以下(1) 2週間前を知らず
	(1)審判付合通知(1)	(1) 発付日(審判付)の日より30日以下 (1)以下(1) 2週間前を知らず	(1) 発付日(審判付)の日より30日以下 (1)以下(1) 2週間前を知らず
	(2)審判付合通知(2)	(1) 発付日(審判付)の日より30日以下 (1)以下(1) 2週間前を知らず	(1) 発付日(審判付)の日より30日以下 (1)以下(1) 2週間前を知らず

ホ 送届時情報提供加算 (イを算定する場合のみ算定) (250単位)

へ 認知症専門ケア加算 (イを算定する場合のみ算定)	(1) 認知症専門ケア加算(Ⅰ)	(1日につき 3単位を加算)
	(2) 認知症専門ケア加算(Ⅱ)	(1日につき 4単位を加算)

ト 科学的介護推進体制加算(イを算定する場合のみ算定) (1月につき 40単位を加算)

予 高齢者施設等感染対策向上 加算	(1)高齢者施設等感染対策向上加算(Ⅰ) (1月につき 10単位を加算)
	(2)高齢者施設等感染対策向上加算(Ⅱ) (1月につき 5単位を加算)

リ 新興感染症等施設運営費 (1月に1回、連続する5日を限度として 240単位を算定)

又 生産性向上推進体制加算	(1) 生産性向上推進体制加算(Ⅰ) (1月につき 100単位を加算)
	(2) 生産性向上推進体制加算(Ⅱ) (1月につき 10単位を加算)

ル サービス提供体制強化加算	(1) サービス提供体制強化加算(Ⅰ) (1日につき 22単位を加算)
	(2) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1日につき 18単位を加算)

(3) サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (1日につき 6単位を加算)

[illegible]

※ 短期利用地増設等特定施設入居者生活介護費は、区分支給制度基準額に含まれる。
※ 身体拘束廃止未実施減算については、口を算定する場合は、令和7年4月1日から適用する。
※ 業務経費計上未定減算については、感染症の予防及びまん延の防止のための指針の整備及び非常災害に関する具体的計画の策定を行っている場合には、令和7年3月31日までの期間適用しない。
※ 令和7年度介護報酬改定については、令和7年4月1日より適用する。

7 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

[illegible]

8 複合型サービス費

基本部分		注	注	注	注	注	注	注	注	注	注					
イ 看護小規模多機能型 居宅介護費 (1月につき)	(1) 同一建物に居住する者 以外の者に対して行う場合 (2) 同一建物に居住する者 に対して行う場合	要介護1 (12,447 単位) 要介護2 (17,415 単位) 要介護3 (24,481 単位) 要介護4 (27,766 単位) 要介護5 (31,408 単位) 要介護1 (11,214 単位) 要介護2 (15,691 単位) 要介護3 (22,057 単位) 要介護4 (25,017 単位) 要介護5 (28,298 単位) 要介護1 (5,71 単位) 要介護2 (638 単位) 要介護3 (706 単位) 要介護4 (773 単位) 要介護5 (839 単位)	登録看護師が常駐定 員を超える場合	又は 従業員の数に基準 率に満たない場合	身体拘束等 防止措置未 実施減算	高齢者虐待 防止措置未 実施減算	業務時間外 面未定減算	過少サービスの対 する減算	サテライト体制未整 備減算	特別地域看護の小 規模多機能型居宅介 護加算	特別地域看護に基 づく小規模事業所 加算	中山間地域等に居 住する者へのサー ビス提供加算	訪問看護体制減算 (1月につき)	末期の異種看護 により医療保険の 訪問看護が行われ る場合の減算 (1月につき)	特別の指示によ り訪問に医療保険 の訪問看護が行わ れる場合の減算 (1月につき)	
ロ 短期利用居宅介護費 (1日につき)																
ハ 初期加算 (イを算定する場合のみ算定)	(1) 1月につき 30単位を加算															
ニ 認知症加算 (イを算定する場合のみ算定)	(1) 認知症加算(Ⅰ) (1月につき 920単位を加算) (2) 認知症加算(Ⅱ) (1月につき 890単位を加算) (3) 認知症加算(Ⅲ) (1月につき 760単位を加算) (4) 認知症加算(Ⅳ) (1月につき 460単位を加算)															
ホ 認知症行動・心理症状緊急対応加算(ロを算定する場合のみ算定)	(1) 1月につき 200単位を加算(7日間を限度)															
ヘ 療育性認知症利用者受入加算 (イを算定する場合のみ算定)	(1月につき 800単位を加算)															
ト 栄養アセスメント加算 (イを算定する場合のみ算定)	(1月につき 50単位を加算)															
チ 栄養改善加算 (イを算定する場合のみ算定)	(1回につき 200単位を加算(1月に2回を限度))															
リ 口腔・栄養スクリーニング加算 (イを算定する場合のみ算定)	(1) 口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅰ) (1回につき 20単位を加算(6月に1回を限度)) (2) 口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅱ) (1回につき 5単位を加算(6月に1回を限度))															
ス 口腔機能向上加算 (イを算定する場合のみ算定)	(1) 口腔機能向上加算(Ⅰ) (1回につき +150単位(月2回を限度)) (2) 口腔機能向上加算(Ⅱ) (1回につき +160単位(月2回を限度))															
ル 遠隔併用指導加算 (イを算定する場合のみ算定)	(1回につき 600単位を加算)															
イ 緊急時対応加算 (イを算定する場合のみ算定)	(1) 緊急時対応加算(Ⅰ) (1月につき 774単位を加算)															
ロ 特別管理加算 (イを算定する場合のみ算定)	(1) 特別管理加算(Ⅰ) (1月につき 600単位を加算) (2) 特別管理加算(Ⅱ) (1月につき 250単位を加算)															
カ 専門管理加算 (イを算定する場合のみ算定)	(1月につき 250単位を加算)															
ク ターミナルケア加算 (イを算定する場合のみ算定)	(1月につき 250単位を加算)															
コ 遠隔院に併設機能加算 (イを算定する場合のみ算定)	(150単位を加算)															
セ 看護体制強化加算 (イを算定する場合のみ算定)	(1) 看護体制強化加算(Ⅰ) (1月につき 3,000単位を加算) (2) 看護体制強化加算(Ⅱ) (1月につき 2,500単位を加算) (3) 看護体制強化加算(Ⅲ) (1月につき 1,000単位を加算)															
シ 総合マネジメント体制強化加算 (イを算定する場合のみ算定)	(1) 総合マネジメント体制強化加算(Ⅰ) (1月につき 1,200単位を加算) (2) 総合マネジメント体制強化加算(Ⅱ) (1月につき 800単位を加算)															
ホ 看護マネジメント加算 (イを算定する場合のみ算定)	(1) 看護マネジメント加算(Ⅰ) (1月につき 3単位を加算) (2) 看護マネジメント加算(Ⅱ) (1月につき 13単位を加算)															
チ 接せつ支援加算 (イを算定する場合のみ算定)	(1) 接せつ支援加算(Ⅰ) (1月につき 10単位を加算) (2) 接せつ支援加算(Ⅱ) (1月につき 15単位を加算) (3) 接せつ支援加算(Ⅲ) (1月につき 20単位を加算)															
ヲ 科学的介護看護体制加算 (イを算定する場合のみ算定)	(1月につき 40単位を加算)															
ム 生産性向上推進体制加算	(1) 生産性向上推進体制加算(Ⅰ) (1月につき 100単位を加算) (2) 生産性向上推進体制加算(Ⅱ) (1月につき 10単位を加算)															
フ サービス提供体制 強化加算	(1) イを算定している場合 (二) サービス提供体制強化加算(Ⅰ) (1月につき 750単位を加算) (三) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1月につき 350単位を加算) (二) サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (1月につき 250単位を加算) (三) サービス提供体制強化加算(Ⅳ) (1月につき 210単位を加算) (1日につき 12単位を加算)															
ホ 介護職員処遇改善加算	(1) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき 149,															

1 介護予防認知症対応型通所介護費

[illegible][illegible]

：「震災史又は災害の発生を理由とする利用者の減少が一定以上生じている場合」、「事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者に介護予防認知症対応型介護を行う場合」、「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」、「サービス提供体制強化加算」及び「介護職員処遇改善加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目。

※ 業務継続計画未策定減算については、感染症の予防及びまん延の防止のための指針の整備及び非常災害に関する具体的計画の策定を行っている場合には、令和7年3月31日までの間適用しない。

2 介護予防小規模多機能型居宅介護費

基本部分			注		注	注	注	注	注	注	
			登録者数が要 認定員を超える 場合	又 は 従業者の員数 が基準に満た ない場合	身体拘束廃止 未実施減算	高齢者虐待防 止措置未実施 減算	業務継続計画 未策定減算	過少サービスに 対する減算	特別地域介護 予防小規模多 機能型居宅介 護加算	中山間地域等 における小規 模事業所加算	中山間地域等 に居住する者 へのサービス提 供加算
イ 介護予防小規模多機能型居宅 介護費(1月につき)	(1) 同一建物に居住する者以外に対して 行う場合	要支援1 (3,450 単位)	×70/100	×70/100	-1/100	-1/100	-1/100	×70/100	+15/100	+10/100	+5/100
		要支援2 (6,972 単位)									
	(2) 同一建物に居住する者に対して行う場 合	要支援1 (3,109 単位)									
		要支援2 (6,281 単位)									
ロ 介護予防短期利用居宅介護費(1日につき)		要支援1 (424 単位)									
		要支援2 (531 単位)									
ハ 初期加算 (イを算定する場合のみ算定)			1日につき 30単位を加算)								
ニ 認知症行動・心理症状緊急対応加算(ロを算定する場合のみ算定)			(1日につき 200単位を加算(7日間を限度))								
ホ 若年性認知症利用者受入加算 (イを算定する場合のみ算定)			(1月につき 450単位を加算)								
ヘ 総合マネジメント体制強化加算 (イを算定する場合のみ算定)		(1) 総合マネジメント体制強化加算(Ⅰ) (1月につき 1,200単位を加算)									
		(2) 総合マネジメント体制強化加算(Ⅱ) (1月につき 800単位を加算)									
ト 生活機能向上連携加算	(1)生活機能向上連携加算(Ⅰ)	(1月につき +100単位)									
	(2)生活機能向上連携加算(Ⅱ)	(1月につき +200単位)									
チ 口腔・栄養スクリーニング加算(イを算定する場合のみ算定)			(1回につき 20単位を加算(6月に1回を限度))								
リ 科学的介護推進体制加算 (イを算定する場合のみ算定)			(1月につき 40単位を加算)								
ス 生産性向上推進体制加算		(1)生産性向上推進体制加算(Ⅰ)	(1月につき 100単位を加算)								
		(2)生産性向上推進体制加算(Ⅱ)	(1月につき 10単位を加算)								
ル サービス提供体制強化加算	(1) イを算定している場合	(一) サービス提供体制強化加算(Ⅰ) (1月につき 750単位を加算)									
		(二) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1月につき 640単位を加算)									
		(三) サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (1月につき 350単位を加算)									
	(2) ロを算定している場合	(一) サービス提供体制強化加算(Ⅰ) (1日につき 25単位を加算)									
		(二) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1日につき 21単位を加算)									
		(三) サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (1日につき 12単位を加算)									
注 所定単位は、イからまでにより算定した単位数の合計											

：「特別地域介護予防小規模多機能型居宅介護加算」、「中山間地域等における小規模事業所加算」、「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」、「総合マネジメント体制強化加算」、

※ イ(2)を算定する場合は、支給限度基準額の算定の際、イ(1)の単位数を算入

※ 身体拘束廃止未実施減算については令和7年4月1日から適用する。

※ 業務継続計画未策定減算については、感染症の予防及びまん延の防止のための指針の整備及び非常災害に関する具体的計画の策定を行っている場合には、令和7年3月31日までの間適用しない。

※ 介護職員等処遇改善加算(V)については、令和7年3月31日まで算定可能。

3 介護予防認知症対応型共同生活介護費

基本部分			注	注	注	注	注	注	注	注	注		
			夜勤を行う職員の数に勤務条件基準を満たさない場合	利用者の数が利用定員を超える場合	又は 介護従事者の員数が基準を満たさない場合	身体拘束禁止未実施減算	高齢者虐待防止措置未実施減算	業務継続計画未策定減算	3ユニットで夜勤を行う職員の員数を2人以上とする場合	夜間支援体制加算(Ⅰ)	夜間支援体制加算(Ⅱ)	認知症行動・心理症状緊急対応加算	若年性認知症利用者受入加算
イ 介護予防認知症対応型共同生活介護費	(1) 介護予防認知症対応型共同生活介護費(Ⅰ)	要支援2 (761 単位)	×97/100	×70/100	×70/100	-10/100	-1/100	-3/100	1日につき -50単位	1日につき +50単位	1日につき +25単位	1日につき +200単位 (7日額を 限度)	1日につき +120単位
	(2) 介護予防認知症対応型共同生活介護費(Ⅱ)	要支援2 (749 単位)											
ロ 介護予防短期利用認知症対応型共同生活介護費※	(1) 介護予防短期利用認知症対応型共同生活介護費(Ⅰ)	要支援2 (789 単位)	×97/100	×70/100	×70/100	-10/100	-1/100	-3/100	1日につき -50単位	1日につき +50単位	1日につき +25単位	1日につき +200単位 (7日額を 限度)	1日につき +120単位
	(2) 介護予防短期利用認知症対応型共同生活介護費(Ⅱ)	要支援2 (777 単位)											
注 入院時費用			利用者が病院又は診療所への入院を要した場合、1月に6日を限度として所定単位数に代えて1日につき246単位を算定										
ハ 初期加算 (イを算定する場合のみ算定)			(1日につき 30単位を加算)										
ニ 退院時情報提供加算 (イを算定する場合のみ算定)			(250単位を加算)										
ホ 退院時相談援助加算 (イを算定する場合のみ算定)			(400単位を加算(利用者1人につき1回を限度))										
ヘ 認知症専門ケア加算 (イを算定する場合のみ算定)	(1) 認知症専門ケア加算(Ⅰ)	(1日につき 3単位を加算)	(1日につき 4単位を加算)										
	(2) 認知症専門ケア加算(Ⅱ)	(1日につき 4単位を加算)											
ト 認知症チームケア推進加算 (イを算定する場合のみ算定)	(1) 認知症チームケア推進加算(Ⅰ)	(1月につき 150単位を加算)	(1月につき 120単位を加算)										
	(2) 認知症チームケア推進加算(Ⅱ)	(1月につき 120単位を加算)											
チ 生活機能向上連携加算	(1) 生活機能向上連携加算(Ⅰ)	(1月につき 100単位を加算)	(1月につき 200単位を加算)										
	(2) 生活機能向上連携加算(Ⅱ)	(1月につき 200単位を加算)											
リ 栄養管理体制加算 (イを算定する場合のみ算定)			(1月につき +30単位を加算)										
ヌ 口腔衛生管理体制加算 (イを算定する場合のみ算定)			(1月につき 30単位を加算)										
ル 口腔・栄養スクリーニング加算(イを算定する場合のみ算定)			(1回につき 20単位を加算(6月に1回を限度))										
ヲ 科学的介護推進体制加算 (イを算定する場合のみ算定)			(1月につき 40単位を加算)										
ワ 高齢者施設等感染対策向上加算	(1) 高齢者施設等感染対策向上加算(Ⅰ)	(1月につき 10単位を加算)	(1月につき 5単位を加算)										
	(2) 高齢者施設等感染対策向上加算(Ⅱ)	(1月につき 5単位を加算)											
カ 新興感染症等施設療養費			(1月に1回、連続する5日を限度として 240単位を算定)										
ヨ 生産性向上推進体制加算	(1)生産性向上推進体制加算(Ⅰ)	(1月につき 100単位を加算)	(1月につき 10単位を加算)										
	(2)生産性向上推進体制加算(Ⅱ)	(1月につき 10単位を加算)											
タ サービス提供体制強化加算	(1) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	(1日につき 22単位を加算)	(1日につき 6単位を加算)										
	(2) サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	(1日につき 18単位を加算)											
	(3) サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	(1日につき 6単位を加算)											
レ 介護職員等処遇改善加算	(1) 介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)	(1月につき +所定単位×186/1000)											
	(2) 介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)	(1月につき +所定単位×178/1000)											
	(3) 介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)	(1月につき +所定単位×155/1000)											
	(4) 介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)	(1月につき +所定単位×125/1000)											
	(5) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)	(1月につき +所定単位×120/1000)											
	(6) 介護職員等処遇改善加算(Ⅵ)	(1月につき +所定単位×132/1000)											
	(7) 介護職員等処遇改善加算(Ⅶ)	(1月につき +所定単位×102/1000)											
	(8) 介護職員等処遇改善加算(Ⅷ)	(1月につき +所定単位×89/1000)											
	(9) 介護職員等処遇改善加算(Ⅸ)	(1月につき +所定単位×89/1000)											
	(10) 介護職員等処遇改善加算(Ⅹ)	(1月につき +所定単位×66/1000)											
	(11) 介護職員等処遇改善加算(Ⅺ)	(1月につき +所定単位×97/1000)											
	(12) 介護職員等処遇改善加算(Ⅻ)	(1月につき +所定単位×102/1000)											
	(13) 介護職員等処遇改善加算(Ⅼ)	(1月につき +所定単位×89/1000)											
	(14) 介護職員等処遇改善加算(Ⅽ)	(1月につき +所定単位×89/1000)											
	(15) 介護職員等処遇改善加算(Ⅾ)	(1月につき +所定単位×112/1000)											
	(16) 介護職員等処遇改善加算(Ⅿ)	(1月につき +所定単位×112/1000)											
	(17) 介護職員等処遇改善加算(ⅰ)	(1月につき +所定単位×125/1000)											
	(18) 介護職員等処遇改善加算(ⅱ)	(1月につき +所定単位×125/1000)											
	(19) 介護職員等処遇改善加算(ⅲ)	(1月につき +所定単位×133/1000)											
	(20) 介護職員等処遇改善加算(ⅳ)	(1月につき +所定単位×156/1000)											
	(21) 介護職員等処遇改善加算(ⅴ)	(1月につき +所定単位×163/1000)											
	(22) 介護職員等処遇改善加算(ⅵ)	(1月につき +所定単位×178/1000)											
	(23) 介護職員等処遇改善加算(ⅶ)	(1月につき +所定単位×186/1000)											
	(24) 介護職員等処遇改善加算(ⅷ)	(1月につき +所定単位×186/1000)											
	(25) 介護職員等処遇改善加算(ⅸ)	(1月につき +所定単位×186/1000)											
	(26) 介護職員等処遇改善加算(ⅹ)	(1月につき +所定単位×186/1000)											
注 所定単位数は、イからヌまでに対応定した単位数の合計													